

内部資料

令和2年度政策調査業務委託

「新型コロナウイルス感染症感染拡大における海外の経済支援等調査」

中間報告書

令和3年2月

目次

はじめに	3
1. 背景と目的	3
① 本調査報告書について	3
② 調査の概要	3
③ 本報告書記載の前提	4
2. 対象国・都市の施策	5
① 米国	5
② ニューヨーク	10
③ 英国	15
④ ロンドン (Greater London)	20
⑤ フランス	27
⑥ パリ市	32
⑦ ドイツ	35
⑧ フランクフルト/ヘッセン州	40
⑨ シンガポール	43
⑩ 香港	49
⑪ ニュージーランド	54
3. まとめ	61
① まとめ	61
② 今後の方針	61

はじめに

1. 背景と目的

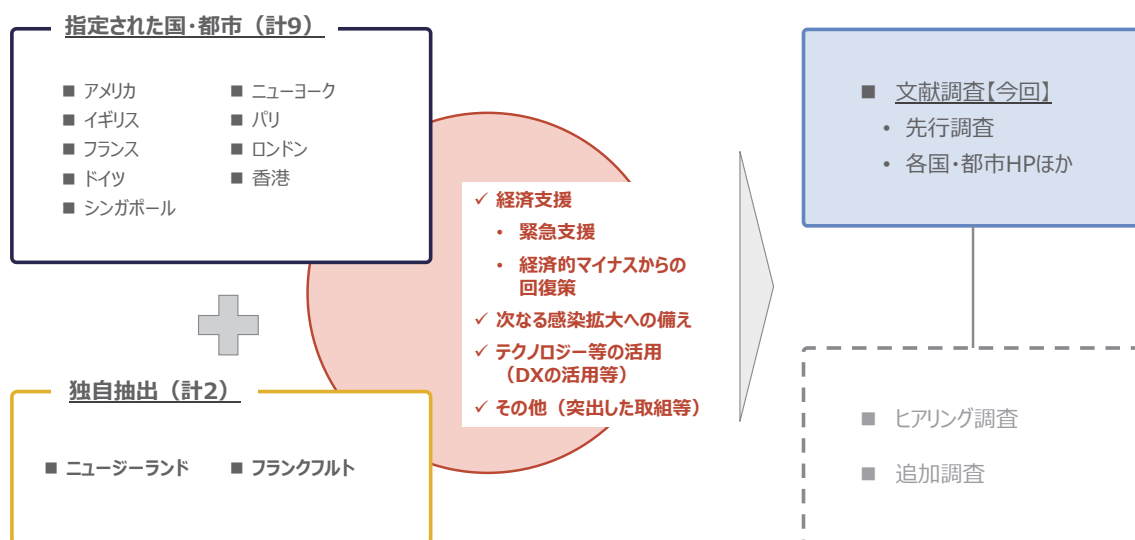
① 本調査報告書について

本調査報告書は、令和2年度政策調査業務委託により、受託者(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所)が、新型コロナウイルス感染症感染拡大における海外の経済支援策などについて、感染症拡大等の状況と併せて収集・確認し、整理をしたものである。都産業労働局における施策検討等に活用することを目的として作成した。

② 調査の概要

本調査のフレームワークは以下のとおり。指定された9つの国・都市のほか、1)調査機関によるランキング¹にて、新型コロナウイルス感染症への対応につき、最も適切に行った国として評価の高い「ニュージーランド」と、2)調査対象の国のうち、経済・金融の中心として欧州でも相応の存在感を持つ「独フランクフルト」を合わせた計11の国・都市を対象としている。本中間報告書は文献調査の結果を取りまとめたものである。

調査全体のフレームワーク



¹ Bloomberg「新型コロナウイルス感染症封じ込めランキング」(2020年12月)

<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2020-12-21/QLO1ZXT0G1KZ01>

調査項目・観点は以下のとおり。「経済支援」、「次なる感染拡大への備え」、「テクノロジー等の活用(DX の活用等)」、「その他」の4つに大別のうえ、「経済支援」については、感染者数拡大初期に打たれるべき施策として「緊急支援」、また、雇用や税制(減税・徴収猶予など)に関するものを中心に「経済的マイナスからの回復」として整理している。

各項目の考え方

項目		概要/説明
経済支援	緊急支援	■ 感染者数拡大初期に打たれるべき施策として、融資や休業補償などに着目し抽出。
	経済的マイナスからの回復	■ 同様に、経済支援ではあるものの、雇用や税制(減税・徴収猶予など)に関するものを中心に整理。
次なる感染拡大への備え		■ 経営相談やコンサルティングなど、次の感染者数拡大時の経済的ストレスの抑制や、今後に向けた各種移行の円滑化が期待できる施策を抽出。
テクノロジー等の活用(DX の活用等)		■ デジタルやプラットフォーム、X-Tech など、テクノロジーに関する施策を抽出。
その他		■ 特徴的な取り組みがあれば適宜記載。

最終報告書における調査手法や観点、整理軸については最終章に示したとおりであるが、本中間報告書では、机上調査をとおし、調査対象となった11の国・都市につき、関連する施策を、上記観点・項目に即し、幅広く整理した。最終報告書では、東京都における今後施策の検討材料とするべく、国と都市との関係や都・自治体として適切・可能と想定される施策や領域の抽出、必要に応じて検討事項も提示することも想定している。

③ 本報告書記載の前提

指標でみた個別の特徴は、次章で述べる国・都市毎でみた施策の概要で適宜参照するが、1) 規模、2) 産業構造、3) 新型コロナウイルス感染者、4) 各種経済指標等は別紙のとおりとなる。

時点や記載の粒度は可能な限り平仄・整合を合わせるよう点検を行ったが、例えば、国毎の産業構造(例:業種別割合や中小企業の割合)や、入出国者数や予算規模(全体、新型コロナウイルス感染症対応施策)については、定義や統計情報等の制約によりばらつきが残存することは留意事項として先に述べておく²。

² 本報告書、及び最終報告書を通じ解析を行うが、国・都市によっては自国の産業構造に即し、セグメ

本文・別表における、「金額」に関する情報(例:施策の規模、各種料金)には、可能な限り、邦貨での概算を併記した(2020 年末時のレートを参照)。

2. 対象国・都市の施策

本章では、冒頭部で示した計 11 の国・都市につき、「経済支援」、「次なる感染拡大への備え」、「テクノロジー等の活用(DX の活用等)」、「その他」の順で、関連する施策を概説する。

① 米国

■ 概要

米国は他国に比べ、新型コロナウイルス感染症が長期、かつ急速に拡大していることから、多くの州で経済活動に関する規制が施行されている。各施策の概要は後述するが、全体として、経済対策の中でも「コロナ拡散防止施策」に重点を置いていると考える。例えば、企業への「罹患者やその家族への有給休暇付与の義務付け」や企業への人件費の補填、時短営業を余儀なくされている事業者への融資やビジネス支援などを中心とした経済対策などである。また、現金給付が 3 回(予定)直接なされており、回数が多いのも他国と比べた特徴と言える。

米国の産業構造を対 GDP でみると、サービス業の割合が 77.37%、工業が 18.21%、農業が 0.92%となっている。また、対労働人口では、サービス業が 78.98%、工業が 19.71%、農業が 1.31%となっている。このほか、全業種に占める中小企業数の割合は、対労働人口では、49.8%と約半数を占めており、活動規制により、結果として、経営状態が苦境に立たされやすい中小企業に対して、財政支援を業種問わず幅広く実施していることも特徴として指摘できる。

■ 主な施策

➤ 経済支援

◇ 緊急支援

米国における緊急支援策は、「雇用関連」と「融資関連」の 2 つに大別できる。このうち、「雇用関連」の施策は、事業者向けの施策が中心と想定され、例えば、「Families First Coronavirus Response Act: Employer Expanded Family and Medical Leave Requirements」(家族第一・新型コロナウイルス対応法)に基づく施策が挙げられる。同

ント(規模・個別業種)を意識した施策をきめ細かく定めるところも観測された(例:英国、香港・シンガポール)。産業構造と打たれる施策には一定の相関があると考えており、その概要は本報告書で触れるとともに、最終報告書でさらに解像度を上げていく方針である。

法律は、コロナ禍において、米国労働省によって制定されたものであり、1) 新型コロナウイルス感染症の影響で隔離が強いられ、就労不能となった従業員に対し、2) 隔離期間中の職務の保障ならびに最大 10 週間の有給病欠休暇付与や手当の支給などを行うことを義務付けている(有給病欠休暇時は通常の賃金の 2/3 相当額の支給を保証)。対象は従業員数が 500 人未満となる雇用主(企業)となっている。

中小企業庁からは逆に、上記法律により、事業者が困窮しないよう、「Paycheck Protection Program (PPP)」と呼ばれる返済免除規定有の「融資関連」の施策が実施されている。これは、一定の条件を満たす中小企業に対して、直近 1 年間の全従業員の平均月給にかかる経費の 2.5 倍(上限 1,000 万ドル(約 10 億円))までの融資を行うものである(従業員の給与経費については全額免除対象。既存の不動産ローンにかかる利息、家賃支払など、直接的に給与支払に関与していない費用については、融資額の 40%まで免除対象)。

このほか「融資関連」の施策としては、同じく中小企業庁より定められた、1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業向けに低金利で資金を貸し出す「Economic Injury Disaster Loan(EIDL)(経済損害・災害ローン)」や、2) 中小企業が簡単な書類手続きで融資が受けられる「Express Bridge Loan Pilot Program」などの施策が挙げられる。

前者は、「小企業」、「小農業協同組合」、「小養殖業」、「民間の非営利団体」など、新型コロナウイルス感染症が原因で事業に損害が発生している事業者に対して、最大 200 万ドル(約 2 億 6 百万円)までの低金利ローンを提供するものである。また、後者は、「現在、SBA Express Lender との関係がある小規模事業者」に対して、(a)最大 25,000 ドル(約 258 万円)のローンの提供、(b) 6 ヶ月間のローンの元利支払いサービスを提供するものである。

◇ 経済的マイナスからの回復策

経済的マイナスからの回復策として、米国では主に家計への「現金給付」ならびに、事業者への減税・徴収猶予などの「税制支援」が挙げられる。

まず特徴的なのが 3 回にわたる「現金の直接給付」である。1 回目は大人一人につき 1,200 ドル(約 12 万円)(子供は 500 ドル(約 5 万円))、2 回目は大人一人につき 600 ドル(約 6 万円)(子供も同額)がすでに支給されており、3 回目は未定ではあるものの、大人一人につき 1,400 ドル(約 14 万円)(子供も同額)を支給する案がバイデン新大統領によって議会に提出されている。

米国において 3 度にわたる現金給付を可能とした仕組みとしては、①米国では所得税を支払う者は原則として確定申告を行っており、その際の還付用の銀行口座を米国内国歳入庁 (IRS: 連邦税の徴収を司る連邦政府機関) に登録している点、②社会保障番号 (Social Security Number) が全国民に附番されており、原則として全ての口座と紐づけられている点が挙げられる。

これは同国ならではとも言えるが、上記 2 つの仕組みを最大限活用することにより、社会保障番号ごとに紐づけられた銀行口座に現金が振り込まれた形となっている。銀行口座を所持していない貧困層に対しては、当該社会保障番号に基づき、登録住所宛に給付小切手 (Economic Impact Payments) もしくはデビットカードが送付される形で支給が行われている。

経済的マイナスからの回復策としては、このほか「税制支援」として、米国の一部政府機関において、所管する事業に対し、税納付の緩和措置 (徴収猶予措置、減税措置など) がなされていることが挙げられる。例えば、米国国土安全保障省 税関・国境取締局 (CBP) からは、商業・旅行などの規制により事業が中断された輸入業者に対し、輸入関税の 90 日間の支払期間延長が実施された (現在も継続実施中)。

このほか、雇用対策の一環として、米国内国歳入庁 (IRS) にて、新型コロナウイルス感染症の影響により部分的または全面的に事業活動が停止されている事業者に対して、特定の期間 (2020 年 3 月 13 日～2020 年 12 月 3 日まで) に支払われた給与額の 50% 相当額 (四半期ごとに各従業員 1 万ドル (約 103 万円) を上限) が、雇用者負担分の社会保障税 (一般的には 6.2% 程度) から税額控除できる税制支援策が実施されている。

➤ 次なる感染拡大への備え

個別にみると、米国各州では、次なる感染拡大への備えとして、事業者向けにコスト問題や雇用問題、公共料金に関する支払いなどに対するコンサルティングサービス (経営相談サービス) が実施されていることが挙げられる。

例えば、カリフォルニア州では、「Rapid Response businesses assistance consulting」と呼ばれる緊急コンサルティングサービスが実施されており、具体的には、LAEDC と呼ばれるロサンゼルス郡経済開発公社が、中小企業に対し、秘密保持を確保した上で、企業が直面している課題に対して無料のコンサルティングサービスを提供している。

また、インディアナ州では、「Boone County Small Business Economic Relief Fund」(ブーン郡・小規模企業向け経済救済基金) と呼ばれるブーン郡経済開発公社によるプログ

ラムが、ブーン郡に拠点を置く既存の中小企業のうち低金利融資を受領した企業に対して、コロナ禍で活用できるビジネスチャンスにつき、ビジネスコーチの資格を持つ人物から 30 分の無料相談を受けられるサービスが提供されている(ただし、融資に際してはビジネスプラン、損益計算書、貸借対照表などの提出が必要)。

このほか、カリフォルニア州では、LAEDC(ロサンゼルス郡経済開発公社(非営利の公共団体))では、HP 上で様々な雇用対策が紹介されており、例えば「コロナ危機で職を失った場合の 13 のステップ」として、失業手当の申請から、住宅ローンへの対応方法まで様々な事項に関する関連記事を掲載するなど、経済困窮者に対する発信を積極的に行っている。同サイトではジョブセンターのリンクも掲載されており、現在、需要が増えている業種などの情報や具体的な仕事内容の紹介など、今後増える可能性がある失業者に対するフォローが手厚く提供されている。

LAEDC が実施している HP 上での失業者への家賃やローンに関する具体的なアドバイスならびに職の探し方に関する情報提供は、次なる感染拡大への備えとして、対策のうち、「雇用対策」として非常に重要と考えられ、こうした情報発信が我が国・都においても今後必要とされる可能性は高い。

➤ テクノロジー等の活用(DX の活用等)

米国政府全体としてではないが、州でみると、例えば、カリフォルニア州では、カリフォルニア州に事業税を収めている中小企業に対して、「LA Optimized」と呼ばれる中小企業向けのオンライン販売支援サービスが提供されている。

具体的には、カリフォルニア州ロサンゼルス郡経済開発公社(非営利の公共団体)にて、希望する中小企業(主にはカリフォルニア州在籍の中小企業を想定)に対しては、クリエイティブ・デザイナーとの橋渡しが行われ、Web サイトの作成や最適化支援、オンライン顧客リストの作成支援などがなされている。

当該サービスの最大の特徴としては、「LA Optimized」の HP のトップ画面にて「氏名」、「電子メールアドレス」、「事業名」、「住所」などをフォーム内に入力するだけで上記の申請を行うことができ、非常に簡単に利用できることが挙げられる(図)。

「LA Optimized の HP 内での申請フォーム(例)」

First Name
Last Name
E-mail
Phone Number
Business Name
Business Address
LA City Business Registration Tax Certificate*
*Must have been registered prior to March 2020
If you are not sure if you have a BTRC or do not remember your BTRC number, please click here.
If selected, businesses must be able to provide tax documentation for fiscal year 2018 or 2019 as verification that their gross revenue was less than \$5,000,000.
Submit

これは、該当する団体・自治体においては一定のシステム整備が必要であるものの、申請に際しての中小企業の利便性を高めつつ、自社が当該制度の適用対象となるかどうか速やかに確認できるものとして、我が国・都においてもコスト効果の高い施策と考える。具体的には、国・都の HP からリンクの遷移ができ、トップ画面上で簡単に申請・確認ができる画面設計が策として想定される。

➤ その他

その他の米国の新型コロナウイルス感染症に向けた経済対策としては、雇用対策の一環として、「失業保険の給付拡充」が挙げられる。これは、コロナ禍の影響で就労ができない自営業者や独立請負業者、フリーランスなどの中で、連邦・州の失業保険などの対象外である者または同保険の受給が満了した者を対象に、最長 50 週間にわたり失業保険の給付を行うものである。従来の制度では対象とならなかった層に対しても支援を行うものとして注目に値する。

また、今般就任したバイデン大統領の経済対策(American Rescue Plan)の中では、「コロナ拡散防止施策」として、「国の予防接種プログラムの導入」が掲げられている。これはトランプ前政権のもと、貧富の格差が拡大した米国において、健康面でのある種、格差を是正するものとも言える。具体的には、全国に予防接種会場を設置したうえで、貧困層も新型コロナウイルス感染症の予防接種が受けられるようになっている。そのほか、バイデン大統領の経済対策としては、学校再開に向けた新型コロナウイルス感染症対策への投資や、教育が平等に受けられるようにするための奨学金制度の拡充などが挙げられる。民主党

のトップが新しい大統領となったことにより、前政権で加速した社会の分断の軽減や融和、より市民・社会に配慮した施策が広くなされることが予想される。

米国では金銭を梃とした緊急支援策が充実しているように見受けられた。他国と比べると、業種別では特段目立った施策を観測されなかったが、会社規模としては企業数が多く、景気の影響を受けやすい中小企業に対し、幅広い施策が実施されていることが確認できた。観光業に対する支援策については、米国全土で感染拡大防止施策が実施されていることから、現時点の調査では観測されなかったが、必要に応じ追加調査など行う方針である。

② ニューヨーク

■ 概要

ニューヨーク州は、州法により各種施策を制定できることから、今回の調査対象である他都市に比べると、多くの施策を打ち出しているようにも見受けられた。例えば、保険会社に対する電子署名を認める法改正や、保険契約者が従来保険会社に対して行っている手術や入院に関する事前承認申請などの停止措置である。また、ニューヨーク州は、米国政府と同様に、中小企業や、経済的な補償が得られにくい人々に向けた経済支援策が多くあることも特徴である。

主な産業は、「金融」、「ヘルスケア(医療)」、「放送」、「不動産」、「服飾業」、「エンターテインメント」である(ニューヨーク市)。また、数でみた場合、全体の 99.8%が中小企業であり、中小企業に向けた各種財政支援が業種を問わず幅広く実施されている。

■ 主な施策

➤ 経済支援

◇ 緊急支援

ニューヨーク市における緊急支援策は、米国政府と同様、「雇用関連」と「融資関連」の 2 つに大別できる。このうち、「雇用関連」の施策は、事業者向けの施策が中心であり、例えば、「New York's COVID-19 sick leave law(ニューヨークの新型コロナウイルス感染症傷病休暇法)」などがある。

当該法律は、コロナ禍を受け、ニューヨーク州労働省により定められたもので、1) 新型コロナウイルス感染症に感染し、隔離が強いられ、就労不能となった従業員に対し、

2) 隔離期間中の職務の保障ならびに有給病欠休暇付与や手当の支給など行うことを義務付けている。

また、従業員の規模や売上高に応じて、休暇や手当に関する規定を細かく設けられているのも特徴であり、例えば、従業員が 10 名未満、かつ年間の売上高が 100 万ドル(約 1 億円)以下の企業に対しては、家族がコロナに感染した場合にも傷病ならびに損害手当を支給することを求めている。また、同じく従業員数が 10 名未満の企業の場合でも、年間の売上高が 100 万ドル(約 1 億円)を超える場合は、少なくとも 5 日間の傷病有給休暇を与えることを要請している。

こうした雇用に関連する施策のほか、米国政府の場合と同様、中小企業庁にて、「Paycheck Protection Program (PPP)」と呼ばれる、返済免除規定のある、「融資関連」の施策が実施されている。これは、上記「New York's COVID-19 sick leave law」により、事業者が困窮しないよう、一定の条件を満たす中小企業に対しては、直近 1 年間の全従業員の平均月給にかかる経費の 2.5 倍(上限 1,000 万ドル(約 10 億円))までの融資を行うものである(従業員の給与経費については全額が免除の対象。既存の不動産ローンにかかる利息、家賃支払など、直接的に給与支払に関与していない費用については、融資額の 40%までが免除の対象)。

また、そのほかの「融資関連」の施策としては、1) 中小企業庁による低金利で中小企業向けに資金を貸し出す「Economic Injury Disaster Loan (EIDL) (経済損害・災害ローン)」、2) ニューヨーク市に在籍している中小企業に対してニューヨーク市が無金利で資金を貸し出す「NYC Small Business Continuity Loan Fund (中小企業継続ローン基金)」や、3) 同市が非営利団体向けに無利子で資金を貸し出す「NYC COVID-19 Response and Impact Fund (ニューヨーク市 COVID-19 対処・影響基金)」などがあり、経済活動を抑制する規制により事業が困窮する中小企業に対する財政支援が広く実施されている。

このほか、特定の業種に対する支援策としては、「Restaurant Revitalization Program」(レストラン復興計画)と呼ばれる雇用対策が挙げられる。これは、新型コロナウイルス感染症の被害が大きかった地域(対象地域: ブロンクス、ブルックリン、マンハッタン、クイーンズ、スタテン島)のレストラン経営者に対してニューヨーク市が実施しているもので、対象となるレストランの経営者には従業員の賃金が一部補助される(具体的には、1 事業主当たり 3 万ドル(約 309 万円)を上限として、1 時間当たり 20 ドル(約 2,060 円)の賃金を 6 週間にわたり補助)。

ただし、(A) チップとは別に最低 15 ドル(約 1,550 円)の時給を従業員に保証する必要があるほか、(B) 優先的に採択されるための条件が別途あるなど、より雇用を意識した施策のようにもうかがえる。

◇ 経済的マイナスからの回復策

経済的マイナスからの回復策としては、「税制支援策」として、個人・事業者などに対する税金支払期間の延長措置が挙げられる。ニューヨーク州では、州知事が「Announcement Regarding Relief from Certain Filing and Payment」という行政命令を発出しており、当該命令においては、ニューヨーク州の個人及び法人に対して、個人所得・法人所得における確定申告のための申告書の提出ならびに税金の支払を 2020 年 4 月 15 日から同年 7 月 15 日まで延長している。

➤ 次なる感染拡大への備え

次なる感染拡大への備えとしては、未だに感染が拡大しているニューヨーク市において、例えば、1)「感染拡大防止施策」として「ワクチン接種プログラム」や「失業補償の拡充」が、2) 中小企業に対する経営支援策として、「経営相談」に関する支援策が講じられている。

まず、「感染拡大防止施策」のうち、「ワクチン接種プログラム」について述べる。

いち早くワクチンの確保ができたニューヨーク市では、1) 医者や看護師、その他の医療機関従事者、2) 65 歳以上の高齢者、3) 第一線で働く人や先生、4) 公共機関勤務者、5) 生鮮食品店勤務者、6) 公共安全関連業務従事者は、無償で新型コロナウイルス感染症に対するワクチンを接種することができる(2021 年 2 月時点)。

具体的なワクチン接種の流れは以下のとおりである。

まず、1)「Am I Eligible」と呼ばれる専用の Web ページにアクセスのうえ、2) 入力フォームにて、「氏名」、「生年月日」、「郵便番号」、「ニューヨーク市在住か否か」、「ニューヨーク市勤務か否か」、「医療従事者か否か」などを入力/選択、3) これを送信することで、4) 自身が予防接種を受けることができる日程や場所が表示される。

次に、5) 上記表示を受け、希望の日程・場所を選択/確定させたいうえで、6) 予約後には、別のフォームでより詳細な入力を行う。

さらに予約後には、7) 自身の資格を示すもの(例えば医師であれば医師免許、公共交通機関に勤務する者であれば ID カードなど)を持参することで、自身が対象者であることを示す。

これらを通じて、第一線で働く医療従事者などが優先的にワクチン接種できる仕組みを構築している。

次に 2 つ目の「失業補償の拡充」であるが、これは 2020 年 3 月に米国労働省にて施行された CARES 法の一環として、各州で実施される施策が 2020 年 12 月 27 日に延長されたものである。

例えば、「Pandemic Unemployment Compensation (パンデミック失業補償: 通称 PUC)」と呼ばれるものと、「Pandemic Unemployment Assistance (パンデミック失業援助: 通称 PUA)」と呼ばれるものがあるが、いずれも給付内容は同じものであり、2020 年 4 月 5 日から 7 月 26 日においては、毎週 600 ドル (約 6 万 2 千円) が支給されていた。これが、2021 年 1 月 3 日から 2021 年 3 月 14 日までは毎週 300 ドル (約 3 万 1 千円) が支給され、合計最大 50 週にわたって失業手当が受けられる。

なお、上記 2 つ施策の違いとしては、前者 (PUC) が、「失業給付の受給資格を満たしている者」を対象としているのに対し、後者 (PUA) は、「(失業保険の受給資格の対象外となる) 自営業者や独立した請負業者 (フリーランス)、パートタイム労働者など」を対象としている点が挙げられる。当該 2 つの施策により、ニューヨーク州では、従来の失業保険制度のみでは対象とならなかった層に対しても支援を行うことが可能となっている。こうした失業対策は、他の国・都市と比べて失業率が高い傾向にあるニューヨーク市において、経済困窮者を支える重要な施策となっている。

最後に「経営相談」に関する施策であるが、これはニューヨーク市のビジネスソリューションセンターにおける専門家が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたニューヨーク市内の中小企業に対して行っているものである。そこでは、利用可能な助成金やローンの情報、どのローンが自身のニーズに合致するかなどについて無料で相談することができる。

さらに当該サービスでは、ローンに関する申請書類の確認や作成支援も受けることができる。州で実施している融資施策だけでなく、関係団体が実施する施策についてのサポートが受けられる仕組みは、官民連携の可能性などを検討するうえで、我が国・都において、参考の余地があるものと考ええる。

➤ テクノロジー等の活用 (DX の活用等)

ニューヨーク州では業種に関係なく、DX 活動支援対策として、新型コロナウイルス感染症対策にかかるテクノロジー/ソリューションの開発がボランティアでなされている。ボランティアの大半が自宅にて勤務しているため、参加者は、インターネットやオンライン会議などで頻々に協力して支援を行っていると考えられる。

➤ その他

新型コロナウイルス感染症に向けた経済対策としては、このほか、1)「民間保険会社向けの緩和施策」、2)「民間保険利用者向けの負担軽減施策」、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、3)「マスクの無償提供支援施策」が実施されている。

まず 1 つ目の「民間保険会社向けの緩和施策」であるが、保険会社に対して、州の保険法を改定することで、保険の契約締結時に必要な書類のデジタル化を支援している。具体的には、ニューヨーク州内の金融サービス局(ニューヨーク州内で事業を行う金融機関の監督官庁)からの行政命令(ガイダンス)により、保険契約締結時の電子署名ならびに契約関連書類のデジタル提供を認めている。

また、2 つ目の「民間保険利用者(罹患者)向けの負担軽減施策」としては、州法の保険法内の通達を改定のうえ、保険適用に際して契約者が行う、保険会社への手術・入院に係る事前承認手続きを停止し、民間保険利用者が医療サービスを受けられやすいように民間保険の制度改定も行った。移動制限を行うための施策として、ニューヨーク州の保険法を改定し、保険の販売資格が切れる保険販売者に対して、60 日間、有効期限を一時停止(実質的な延長)する措置も行っている。

3 つ目の「マスクの無償提供支援施策」であるが、これは現在、ニューヨーク州にて、新型コロナウイルス感染症防止策として、雇用主及び従業員に対してガイドラインを発布しているものである。

当該ガイドライン内で、「6 フィート以内に別の人が来る場合には常にフェイスカバーを着用する必要がある」と定めており、マスクが手に入りにくい状況にある中小企業に対しては、ニューヨーク州の中小企業サービス省ならびにニューヨーク州消費者労働者保護局が、無償で「マスク提供を行うパートナー組織」と、マスクが不足している中小企業をつなぐ、「Free Face Coverings for Small Businesses & Their Employees」という取り組みを実施している。

ニューヨーク市では、米国政府と同様に、金銭を軸にした緊急支援策が充実しているように見受けられた。業種別では目立った施策は確認できなかったが、企業数が多く、景気の影響を受けやすい中小企業に対し、幅広い施策が実施されていることが観測された。なお、観光業に対する支援策については、米国全土で感染拡大防止に向けた施策がまずは実施されていることから、今回の中間報告時点では確認できていない。

③ 英国

■ 概要

英国は、現在までに 3 回のロックダウンを実施している。1 回目は 2020 年 3 月末から 5 月上旬まで、2 回目は 2020 年 11 月から 12 月まで、3 回目は 2021 年初旬である。英国国家統計局(ONS)によれば、2 回目は、「パブ解禁」など感染防止策を取りつつも経済活動も維持する姿勢がうかがわれたものの、1 回目・2 回目のロックダウンは、住居・飲食業や芸術・娯楽業など対面サービス産業で影響が大きかったとされている。2021 年初旬以降の 3 回目ロックダウンは、新型コロナウイルス感染症の変異種拡大によるものであり、今後の経済への影響が懸念される。

これは、1) 英国は、中小企業数が 5,972,700 件(2020 年時点)と全体に占める割合は 99.9%、中小企業の従業員数は合計 1,660 万人と民間部門の 60%を占めるなど、中小企業の経営が自国の経済に大きな影響を与えること、また、2) 業種別でみた場合、GDP のうち 8 割近くが、対面が主となるサービス業(例:金融、観光、卸売、小売)となっていることとも関係する。

従って、同国のコロナ禍に対する経済的施策は、全体的に、既存の金融機能を生かした「中小企業向け金融支援策」や、新型コロナウイルス感染症に影響を受けた「対面サービス産業の育成・保護」に重点を置いているようにも見受けられる。

■ 主な施策

➤ 経済支援

◇ 緊急支援

英国における緊急支援策は、既存の金融機能を生かした「融資関連」の施策に特徴がある。

例えば、2020 年 3 月 17 日、英国政府は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済への影響を緩和するため、2020 年度予算案の経済対策に続き、総額 3,500 億ポンド(約 48.6 兆円)を超える大型経済対策を打ち出した。その一部として、中小企業に向け、国営英国ビジネス銀行(British Business Bank)の 8 割保証による銀行借入の上限を、1 事業者当たり、120 万ポンド(約 1.7 億円)から 500 万ポンド(約 6.9 億円)に拡充した施策を発表した(「コロナウイルスビジネス中断ローンスキーム」)。

また、英国政府は、支払期間 2 年以内の国内取引または輸出取引に対する保険を対象として、政府が再保険を引き受けることにより、保険金を最大 100 億ポンド(約 1.4 兆円)まで保証することとした。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による貸倒れ

リスクの増加を受け、信用取引保険の取り下げや保険料率の引き上げを抑制することを目的としている。

このほか、中小企業に向けた緊急融資施策としては、「中小企業向け緊急融資 (Coronavirus Business Interruption Loan Scheme、CBILS)」と「中小企業向け緊急少額融資 (Bounce Back Loans Scheme、BBILS)」が挙げられる。

まず、中小企業向け緊急融資 (CBILS) は、1 社当たり上限 500 万ポンド (約 6.9 億円) を融資するものであり、その返済期間は最長 6 年の融資スキームである。融資形態は、タームローン、オーバードラフト、インボイスファイナンス、アセットファイナンスなど幅広い手段を提供している。政府は、国営英国ビジネス銀行を通じ一部保証をした上で、利子・手数料は 12 ヶ月間支払う。また、25 万ポンド未満の融資では、融資元が事業者個人保証を要求することを禁止するなど手厚い保護がなされている。

次に、中小企業向け緊急少額融資 (BBILS) は、売上高の 25% を上限に、1 社当たり 2,000 (約 28 万円) ～5 万ポンド (約 695 万円) を融資するものであり、その返済期間は最長 6 年 (最初の 1 年間は返済なし) の少額融資スキームである。英国政府は与信の全額を保証したうえで、利子 (年率 2.5%) ・手数料は 12 ヶ月間支払う。この支援策も、融資元が事業者個人保証を要求することを禁止している。

当該支援策は、融資対象となる事業者につき、1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020 年 3 月 1 日以前設立の英国の事業者であり、2) CCFF (Covid Corporate Financing Facility、大企業向け融資) ・CLBILS ・CBILS のいずれも利用しておらず、3) 申請時点で破綻・清算・債務再編の状態になく、4) 営業収益が総収益の 50% 以上である事業者と限定している。当該施策は、いずれの緊急支援策も受けていない本来的に健全な経営体質の中小企業を救い上げることを目的としている点が注目に値する。

◇ 経済的マイナスからの回復策

経済的マイナスからの回復策としては、英国では、主に新型コロナウイルス感染症によって影響を受けた特定産業に対する「税制制度」、ならびに「助成金による直接支援」に特徴がある。

例えば、歳入関税庁 (Her. Majesty's Revenue and Customs: HMRC) は、英国に拠点を有する小売・ホスピタリティ・娯楽産業の事業者及び託児所に対して、2020 年度事業税納税を 2020 年 4 月 1 日より、12 ヶ月間全額免除した。また、同税課税評価額 5 万 1,000 ポンド (約 709 万円) 未満の小売・観光・娯楽事業者に対し、1 社当たり、最大 2 万 5,000 ポンド (約 347 万円) の助成金を給付している (Retail, Hospitality and Leisure

Grant Fund:RHLGF)。同時に、2020 年 3 月 11 日時点で、同税の減免措置を受けている小規模事業者(約 70 万社)への助成金を、1 社当たり 3,000 ポンド(約 42 万円)から 1 万ポンド(約 139 万円)に増額した(Small Business Grant Fund:SBGF)。

上記、「税制制度」ならびに「助成金による直接支援」の該当者は、事業税免除と助成金に対して手続きが不要であり、各地方自治体(ローカルカウンスル)が自動的に割引を適用する。一切の申請手続きを省略し自動的に割引適用とすることで、申請時における窓口などでの「密」の状態を避け、該当者に対する迅速な支援を実現した点に特徴がある。

また、2020 年 7 月 8 日には、英国政府は、新型コロナウイルス感染症によって大きな打撃を受けている飲食店(レストラン、パブなど)やホテル、映画館やテーマパークなどを支援するため、2020 年 7 月 15 日から 2021 年 1 月 12 日までの半年間、付加価値税(VAT、日本の消費税に相当)の税率を 20%から 5%まで引き下げると発表した。

当時、飲食店などの大半が営業を再開できるようになったものの、多くの従業員が職場に復帰できていない状態にあった。上記施策は、間接的に対象業種の従業員の雇用を守るために実施されたものである。当該施策は、1 回目ロックダウンと 2 回目ロックダウンの谷間に実施された施策であり、「感染防止策を取りつつも経済活動も維持する姿勢」の表れとも言える。

そのほか、特徴のある支援としては、財務に問題を抱え未納税の負債を持つ事業者及び個人事業主が、優遇措置を受けられるか相談・確認できるツールを整備していることが挙げられる。これは、「Time to Pay service」とも呼ばれるもので、電話やチャット、オンラインやアプリにて、事業者・自営業者が歳入関税庁(HMRC)に相談・確認できるものである。当該ツールは、事業者・個人事業主の負担を軽減しつつ、「密」など感染拡大防止に配慮したものとも言える。

➤ 次なる感染拡大への備え

次なる感染拡大への備えとしては、主に、中小企業のリーダー育成や経営相談サービスに関する施策が挙げられる。

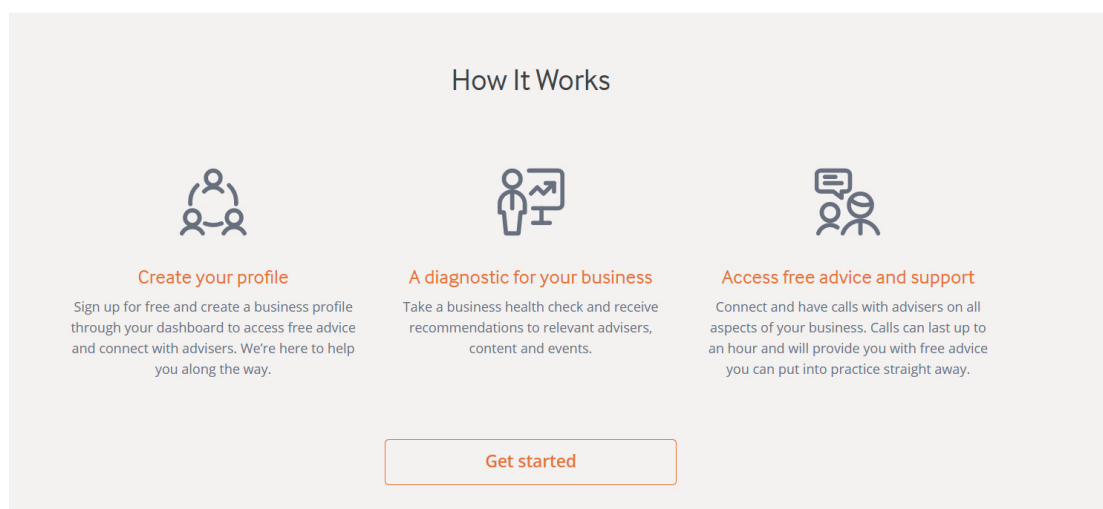
まず、中小企業のリーダー育成を目的とした、中小企業のリーダーシッププログラム(Small Business Leadership Program)は、英国に拠点を持つ中小企業に対して、世界をリードするビジネススクールの中小企業・企業経営の専門家が 10 週間のオンラインプログラムを提供するものである(政府による全額出資)。これは、スモールビジネス憲章(Small Business Charter:SBC)によって認定され、ビジネス・エネルギー・産業戦略省によって支

援される、ビジネススクールのコンソーシアムから提供されている。

ビジネス・エネルギー・産業戦略省及びポール・スカリー MP (中小企業大臣) 発表の中小企業への専門家及びビジネスアドバイザーによるオンライン助言 (Recovery Advice for Business Scheme) も注目に値する。

2020 年 12 月末まで、何千人もの専門家及びビジネスサービスアドバイザーが、新型コロナウイルス感染症からのビジネス回復に向けた、無料のオンラインアドバイスを提供していた。その分野は、会計、法律、広告からマーケティング、採用、デジタルまで多岐にわたり、オーダーメイド専門家ビジネスアドバイザーによる助言が受けられるものであった。利用方法は、Enterprise Nation (中小企業支援ネットワーク団体) の Web サイトにて、ビジネスプロフィールを登録後、‘Make a Plan’ (「計画を立てる」) で示される診断ツールに従い質問に回答するものであり、簡単に必要なサポートのレベルと領域を評価・提示される。

Enterprise Nation ‘Make a Plan’ 診断ツール



➤ テクノロジー等の活用(DX の活用等)

テクノロジー等の活用(DX の活用等)としては、2020 年 7 月 30 日に、住宅・コミュニティ・地方自治省、サイモン・クラーク MP 地域成長及び地方政府大臣が発表した「デジタル変革推進助成金」が挙げられる。中小企業がテクノロジーをアップグレードし新型コロナウイルス感染症後の働き方改革に必要な機器の購入を支援するため、政府は、新規助成金 2,000 万ポンド(約 28 億円)を確保した。中小企業には 1,000 ポンド(約 14 万円)から 5,000 ポンド(約 70 万円)の助成金が、各地域の Local Enterprise Partnerships (LEP) 主導の Growth Hubs を通じて支払われる。

➤ その他

そのほか、新型コロナウイルス感染症に向けた経済対策としては、高成長力やイノベーションを支援するフューチャーファンド(Future Fund)や研究開発やイノベーションを支援する Innovate UK の施策が注目に値する。

フューチャーファンドは、革新的な企業の高成長力とイノベーションに対して 12.5 億ポンド(約 1,740 億円)を支援する株式転換型融資である。

同ファンドは、英国の高成長企業が、新型コロナウイルス感染症による経的危機の間、事業継続のために必要な資金を確実に受け取れるように設計されている。国営英国ビジネスバンク(British Business Bank)との提携により、政府は、英国拠点の過去 5 年間に第三者投資家から少なくとも 25 万ポンド(約 3,470 万円)以上の株式投資を行ったことのある非上場企業に対し 12 万 5,000 ポンド(約 1,740 万円)から 500 万ポンド(約 6.9 億円)の間で融資を行う。同時に、企業は、民間投資部門から政府と同額以上の融資を受けることが条件とされている。この融資は、次の資金調達時に自動的に株式に変換され、返済されなかった場合は融資終了時に自動的に株式に変換される。

また、英国政府は、「研究開発及びイノベーションを重点的に行う中小企業」を対象として 7 億 5,000 万ポンド(約 1,040 億円)の支援を実施した。資金は、国の研究開発助成機関の Innovate UK³ の助成金・融資スキームを通じて提供される。

英国財務省によれば、1)Innovate UK の既存支援先の 2,500 社に対して、最大 2 億ポンド(約 278 億円)までの助成金と融資の支払いを既存支援先の要望に応じて速やかに行う。また、2)既存の支援強化のため、5 億 5,000 万ポンド(約 764 億円)を追加で準備する。さらに、3)未だ Innovate UK の資金提供を受けていない約 1,200 社に 17 万 5,000 ポンド(約 2,430 億円)の支援を提供する。

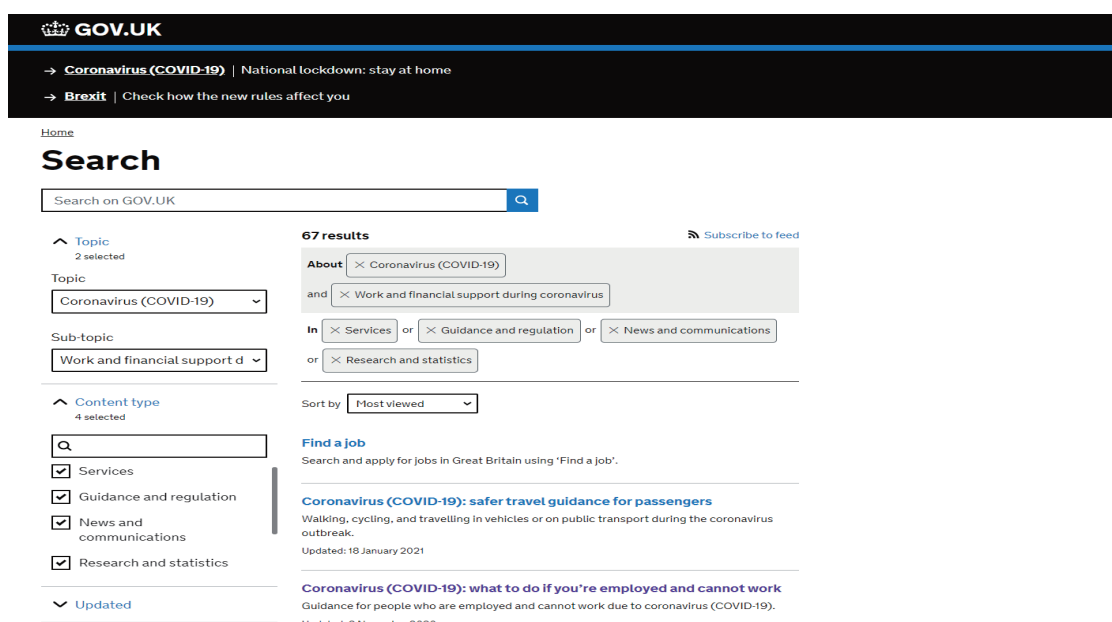
このように、英国では、国際金融都市ロンドンを有する英国として、既存の金融施策や金融チャネルを生かした「中小企業向け支援策」が充実しているように見受けられる。さらに、企業数が多く、景気動向に脆弱な中小企業に向けて、特に、新型コロナウイルス感染症に大きく影響を受けた「対面サービス産業の育成・保護」施策が実施されていることが確認できた。

³ Innovate UK は、英国における研究開発及びイノベーション促進を中心的に担うビジネス・エネルギー・産業戦略省(BEIS)の傘下の「英国のイノベーション担当庁・ファンディング機関」である。

(ご参考)

英国の最大の特徴は、GOV.UK 上にて、中小企業が条件を入力すれば利用できる施策一覧が表示されたり、項目別に検索ができるようになっていたりしていることである(図)。これは中小企業が適用となる施策を速やかに確認できる利便性の高い工夫で、我が国・都においてもコスト効果の高い施策と考える(図表)。

GOV.UK 上の項目別検索ページ(例)



④ ロンドン(Greater London)

■ 概要

ロンドンは、全体的に英国政府の経済対策の実施主体としての役割が大きく、また、既存の中小企業支援対策が充実しているため、新型コロナウイルス感染対策としては、1) 地域に根差した資金調達及びコンサルティングサービス(経営相談)と、2) 産業構造を反映した「特定産業に対する金銭的支援」に重点があると言える⁴。

ロンドンは、英国で最も人口密度が高く、2018 年の人口は 880 万人で、英国の総人口の 13.4%を占めるほか、GDP は約 4,587 億ポンド(約 63.7 兆円)で、英国の 23.6%に相当する。また、産業構造として、ロンドンは世界最大の金融センターや国際貿易の中心地としての地位

⁴ 本調査報告書で取り扱う「Greater London」は、32 のロンドン特別区及びシティ・オブ・ロンドンからなり、ロンドン市長は、大ロンドンにおける行政を大ロンドン庁 (Greater London Authority) を通して統括を行っている。

を確立していること、さらに、ロンドンは国内及び国際的な観光地でもあるためショッピングやレジャー活動も経済の中心的役割を果たしていることがある。全業種に占める中小企業数の割合は 99.8%を占めるなど、今般の新型コロナウイルス感染症により、中小企業は経営において苦境に立たされやすい構造にあると言える。

ロンドンを含む英南部では、感染力の高い新型コロナウイルス変異種の感染が急速に拡大しており、ジョンソン英首相は 2020 年 12 月感染拡大を受けて首都ロンドンの外出規制を強化すると発表した。2020 年 12 月 16 日には、警戒レベルを引き上げて飲食店の店内営業を禁止、20 日から 2 週間は、ロンドンとその周辺の都市スーパーなどを除く店舗の営業ができなくなるほか、規制地域外への移動も禁じている。このような厳重な制限対策に関わらず、新型コロナウイルス感染症はさらに拡大を見せており、今後の経済的損失は大幅に拡大すると予測されている。

■ 主な施策

ロンドンの主な特徴としては、サディク・カーン市長により、中小企業に向けた新型コロナウイルス感染症や Brexit 対策を目的とした、ロンドンビジネスハブ (London Business Hub、ロンドングロースハブ (2016 年設立) の一部) が立ち上げられたことが挙げられる。当該ハブでは、Mayor of London や Greater London Authority の情報発信、その他多様な施策を簡単に閲覧することができる。

当該ハブは、ロンドン経済行動パートナーシップ (LEAP) や、欧州地域開発基金 (ERDF)、市長の戦略的投資基金 (SIF) から資金提供を受けており、その多様なプログラムの開発などでは、マイケル R.ブルームバーグ氏のブルームバーグ慈善団体コンサルティング部門ブルームバーグアソシエイツの支援を受けている。

2020 年 9 月 17 日に、サディク・カーン ロンドン市長は、ロンドングロースハブ (London Growth Hub) を立ち上げ、2020～2021 年の活動プログラム提供に向け、政府助成金として 88 万ポンド (約 1.2 億円) を提供することを承認した。

当該助成金は、ロンドングロースハブが実施するビジネス支援活動予算として、賃金に関するもので 137,166 ポンド (約 1,900 万円)、プロジェクトについては 25,000 ポンド (約 350 万円)、ウェブサイト・コンテンツについては 15,000 ポンド (約 210 万円)、プロジェクトの実施については 30,000 ポンド (約 420 万円)、管理では 2,834 ポンド (約 40 万円) が割り当てられる。さらに、「Startup Step up London」イニシアティブへは 179,000 ポンド (約 2,490 万円) の再配分や、新型コロナウイルス感染症関連支援活動に向けては 30,000 ポンド (約 420 万円) の戦略的投資ファンドへの投資もこれに含まれている。

➤ 経済支援

◇ 緊急支援

緊急支援策としては、「クラウドファンディングを中心とした資金調達」が注目に値する。具体的には、ロンドン市長が中小企業に提供している幅広い支援パッケージの一環として、2020 年 4 月より、Pay It Forward London を実施開始しており、中小企業との個別の 1 対 1 のアドバイザリーセッション提供などを実施している。

また、2020 年 7 月には、企業が 100%無料のクラウドファンディングである Pay It Forward クラウドファンディングプラットフォームを通じて最大 5,000 ポンド(約 70 万円)の資金を調達可能となる Back To Business Fund が開始された(100 万ポンド(約 1.4 億円))。対象は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたロンドン拠点の中小企業、登録慈善団体、フリーランス、自営業などを想定しており、条件として小売業、ホスピタリティ、レジャー、観光、旅行、クリエイティブ・アート、エンターテインメント・レクリエーション、パーソナルサービス、ヘルス・フィットネスなどの業種に属している必要がある。

申請方法は、Web 上から Facebook アカウントで申請可能となっており、手続きを容易・迅速にする意図がみられる。また、ガイダンスはライブ配信でなされるなどの分かり易く伝える工夫もされている(図)。

Pay It Forward クラウドファンディングの申請画面(例)

MAYOR OF LONDON

PAY IT FORWARD

This site is secure and your details are protected

Start crowdfunding

Already have an account? [Sign in](#)

Continue with Facebook

Or use your email

Full name

Email

Password

☐ 私はロボットではありません NCAPTCHA
プライバシー・利用規約

☐ I accept the GLA Back to Business funding Terms and Conditions.

☐ I accept the Crowdfunder Terms and conditions.

We take your privacy seriously. To find out more, please see

Crowdfunding projects

- ✓ No platform fee
- ✓ Quick and easy
- ✓ Online guides
- ✓ Trusted and secure
- ✓ Go live right away

さらに、直ぐに登録をしない/できない申請者は、資金調達申請の準備に向けて、クラウドファウンダー (Crowdfunder) からコーチングサポートを受けることが可能であり、煩雑な手続きや文書などを理由とした申請手続き離脱を防止できる設計となっている(図)。

Pay It Forward クラウドファンディングコーチングサポート(例)

The screenshot shows a web form titled "MAYOR OF LONDON" and "PAY IT FORWARD". The form is for "Want to find out more about the funding?". It includes a registration prompt, a "Your full name" field, a "Your email" field, and three checkboxes for terms and conditions. A "Submit" button is at the bottom.

MAYOR OF LONDON

PAY IT FORWARD

About Explore Extra Funding News & Updates

Start crowdfunding Sign in

Powered by Crowdfunder

Want to find out more about the funding?

Register your interest and receive coaching support from Crowdfunder to prepare you for your funding application. Please ensure you have read the **eligibility and pledging criteria** before completing the form.

Your full name

Your full name

Your email

Email

☐ I accept the GLA Back to Business funding Terms and Conditions.

☐ I accept the Crowdfunder Terms and conditions.

☐ I confirm that I have read and agree to the GLA privacy policy.

Submit

当該クラウドファンディングでのキャンペーンは、Crowdfunder で始まり、その後 Pay It Forward London スキームに組み込まれたものであるが、総額は 150 万ポンド(約 2.1 億円)を超え、300 前後の企業を支援した。また、Back to Business Fund の開始以来、4,000 人以上のロンドン市民が劇場、パブ、カフェ、音楽会場、ショップ、フィットネススタジオなど 180 以上の企業を支援し、Pay It Forward London を通じて 28 万ポンド(約 0.4 億円)以上を寄附しており、一定の実績を残している。

◇ 経済的マイナスからの回復策

経済的マイナスからの回復策としては、事業者への「休業助成金」、ならびに「特定産業への支援」の対応が挙げられる。

まず、特徴的なのが、ローカル・ロックダウンになった地域・アラート発出地域の事業者への「休業助成金」である。例えば、Local Restrictions Support Grant (現在停止)は、

ローカル・ロックダウンなどにより休業を余儀なくされたイングランドの事業者を対象とする助成制度である。2020 年 10 月 14 日にイングランドで施行された新警戒システムで「最高 (Very_High)」レベルに指定された地域で政府の休業命令により閉鎖した事業者のうち、事業者が入居する物件の事業税課税評価額によって助成金を給付するものである。事業者の手続きは一切不要であり、該当者には地方自治体(ローカルカウンスル)から通知がある(このほか、ローカルカウンスルの裁量で給付できる追加的助成金「Additional Restrictions Grant (ARG)」の財源を交付されている)。

また、現在利用可能な施策としては、Local Restrictions Support Grant が挙げられる。これは、上記新警戒システムで「高 (High)」または「最高 (Very_High)」レベルに指定された地域の事業者を対象に、閉鎖対象とはなっていないものの、ロックダウンにより打撃を受けた事業者に対する助成金である。要件は各自治体が設定できるが、交付額はホスピタリティ業界の事業所数を基に算出される。自治体向けガイドラインでは、事業税課税評価額によって助成金額が定められている。上記施策の助成金条件を緩和したものであり、イングランドの事業者に向けた手厚い保護施策と言える。

また、「特定産業への支援」に関しては、「Retail, Hospitality and Leisure Grant Fund (RHLGF)」が挙げられる。これは、事業税課税評価額 5 万 1,000 ポンド(約 710 万円)未満のイングランドの小売・ホスピタリティ・娯楽産業の事業者、入居物件の課税評価額によって助成金を、各々ローカルカウンスルを通じて一括で給付する支援であり、新型コロナウイルス感染症の拡大によって損害を受けた業種に向けた施策である。事業者は手続きが一切不要で、該当者には地方自治体(ローカルカウンスル)から通知がある。

そのほか、イングランド拠点の小売・ホスピタリティ・娯楽産業の事業者及び託児所に対し、2020～2021 年度の事業税 100%免除する施策がある。こちら、事業者の手続きは一切不要で、該当者には地方自治体(ローカルカウンスル)が自動的に割引を適用する。2020 年 9 月 18 日、Greater London Assembly (GLA) は、2021～2022 会計年度もこの施策の延長を求めた。

➤ 次なる感染拡大への備え

次なる感染拡大への備えとしては、事業者に向け、専門的・法的・財政的・その他アドバイスや技術導入を目的とした「コンサルティングサービス(経営相談サービス)」や「事業者育成」施策が実施されていることが挙げられる。

まず、「コンサルティングサービス(経営相談サービス)」については、欧州地域開発基金(ERDF)資金提供の新型コロナウイルス感染症回復助成金(停止)が挙げられる。事業

者は、専門的、法的、財政的、その他のアドバイスや新技術、その他設備導入を対象として、1,000 ポンド(約 14 万円)から 5,000 ポンド(約 70 万円)の助成金の受給が可能であった。ただし、事業者はその全額費用を申請できるが資金は後払いであった。ロンドンでは、資金を 2 種類に分けて Visitor Economy として 377,210 ポンド(約 5,240 万円)、Wider Economy として 1,081,112 ポンド(約 1 億 5 千万円)の資金配分を実施した。

次に、「事業者育成」を目的とした施策として、例えば、Recover & Grow(無料の短期集中プログラム)が挙げられる。「年間 45 万ポンド(約 0.6 億円)の売上高、Greater London に拠点置く 3 年以上の従業員 10~50 人」の中小企業に向け、業務に必要な知見・技術やビジョン・ロードマップ策定に向けた経営管理教育を実施するものである。具体的内容は、CASS(ビジネススクール)の支援を受け、18 時間授業、ビジネスクリニック、コーチング(ビジネススクールのエグゼクティブ用 MBA 5 万ポンド(約 0.1 億円)相当)を提供するものであり、中小企業育成体制としてかなり異例のものとなっている。

また、ピアネットワークという自助努力型ビジネスコミュニティも提供している(申請時期: 2020 年 11 月 17 日~18 日)。具体的には、Greater London に拠点を置き、少なくとも 5 人の従業員もしくは 100,000 ポンド(約 1,390 万円)以上の売上高の中小企業に、一般的なビジネスの問題を共同で解決するためのビジネスコミュニティを提供しており、訓練されたファシリテーターによるグループセッション(インタラクティブアクションラーニング)なども実施されている。手続きは、Web 上の問合せフォームより登録した上で申請書の提出の必要がある。ただし、申請書の提出から 10 営業日以内に決定を通知、助成金について該当者のみに連絡があるなど迅速かつ簡易な対応が Web 上にも明記されている点に特徴がある。

その他、ロンドンビジネスハブウェビナーを、新型コロナウイルス感染症期間中に「事業が困難な状況に陥っていないロンドン拠点の英国登録の事業者」かつ「過去 3 会計年度にわたって公的資金を 200,00 ユーロ超受領していない」中小企業に向けて無料で提供している。

➤ テクノロジー等の活用(DX の活用等)

テクノロジー等の活用(DX の活用等)に関しては、Ministry of Housing, Communities & Local Government 発表の施策が注目に値する。これは、2020 年 7 月 30 日から 2021 年 2 月 28 日までの間、欧州地域開発基金(ERDF)の枠組みにより、イングランドの各地域産業パートナーシップ(LEP)の「グロース・ハブ(Growth Hub)」に拠出される総額 2,000 万ポンド(約 28 億円)の財源から、域内中小企業向けに少額助成金を給付するものである。具体的には、中小企業が法務・労務・会計・IT などに関する専門的助言を得るための費用

や、IT 機器の購入代金などを対象に、1,000(約 14 万円)～5,000 ポンド(約 70 万円)を給付する施策である。

➤ その他

その他の経済対策としては、イノベーションや新しいビジネスアイデアに対する施策に特徴がある。例えば、Make London Program は、ロンドン市長及びロンドン回復委員会の下、ロンドン市民、相互扶助グループ、慈善団体、ビジネス改善特区 (business improvement districts: BID)、社会的企業 (social enterprises) に対して、新型コロナウイルス感染症危機回復に向けた大小を問わず新規アイデアを募集し、コミュニティ主導のプロジェクトに 500,000 ポンド(約 6,950 万円)の資金を提供する施策である(2021 年 1 月 28 日まで実施)。小規模プロジェクトには最大 5,000 ポンド(約 70 万円)、大規模プロジェクトには最大 50,000 ポンド(約 695 万円)が支援提供される。

また、ロンドン市長によるレジリエンス基金もそのほかの施策として挙げられる(2021 年 1 月～2021 年 5 月実施。応募は、現在停止)。これは、新型コロナウイルス感染症危機に対して、ロンドン固有の課題に対処し、イノベーターが適切なパートナー、つまり「レジリエンスパートナー」を見つけ(2021 年 1 月)、2021 年春にイノベーターに助成金を給付する一連のオープンイノベーションコンテスト(資金提供は一連プログラムで最大 40,000 ポンド(約 560 万円))である。

当該コンテストの目的は、ロンドンが現在の危機から抜け出し、将来のストレスやショックに向けて、デジタルツール提供とデータツール構築、中小企業やコミュニティ組織の適応や多様化を支援する前向きな社会変化を生み出すことにあり、その資金は革新的なソリューションを開発するプロジェクトに充当される。手続きは、中小企業施策が集約されたロンドンビジネスハブのホームページより、自動で Tech London のホームページに遷移する設計になっており、申請に際しての中小企業の利便性を高めつつ、同時にコスト効果の高い施策となっている。同様に、国・都のホームページからリンクの遷移ができ、トップ画面上で簡単に申請・確認ができる画面設計の参考になると想定される。

ロンドンでは、全体的に英国政府の経済対策や既存の中小企業支援対策を前提とした「地域に根差した資金調達支援及びコンサルティングサービス(経営相談)支援」と産業構造を反映した「特定産業に対する金銭的支援」を梃とした経済支援策が充実しているように見受けられる。中小企業数の割合が 99.8%と極めて高く、同時に観光、ホスピタリティ、卸・小売など対面サービス提供も多い産業構造から景気の影響を受けやすい中小企業に対して一連の施策が実施されていることが確認できた。

⑤ フランス

■ 概要

フランスは欧州において新型コロナウイルス感染症による被害が深刻な国の一つとされていることから、厳しい罰則付きのロックダウンで経済活動を大きく制限する代わりに、その影響を受ける企業や労働者に巨額の救援措置をとっている。各施策の概要は後述するが、全体として、経済対策の中でも「企業の存続と雇用の維持」に重点が置かれている。例えば、中小企業への社会保障負担の免除や影響が大きい産業への補助金などを中心とした経済支援、若年者への雇用対策、次世代の環境やデジタル分野への投資促進などである。各種施策は既存制度を引き継いだものが多く、感染状況や経済情勢の変化に応じて拡充・変更するなど、時間軸を意識した重層的な支援体制となっているのが他国と比べた特徴と言える。

フランスの産業構造を対 GDP でみると、サービス業の割合が 79.1%、工業が 19.0%、農業が 1.8%となっている。また、対労働人口では、サービス業が 77.5%、工業が 20.0%、農業が 2.5%となっている。このほか、全業種に占める中小企業数の割合は、対労働人口では、48.8%と約半分を占めており、活動規制の影響を特に受けやすい中小企業に対し、手厚い財政支援を実施していることも特徴として指摘できる。

■ 主な施策

➤ 経済支援

◇ 緊急支援

フランスにおける緊急支援策は、「雇用関連」と「給付金関連」の 2 つに大別できる。このうち、「雇用関連」の施策の柱となっているのは、「部分的失業制度 (chômage partiel)」である(日本の雇用調整助成金制度に相当)。これは従来から実施している企業に対する休業者の給与補償であり、企業が経営困難に陥り事業活動の縮小などを余儀なくされた場合、雇用を維持するための補償として事業者が従業員に税控除前の給与の 70%を支払う休業手当につき、その一部を政府が支給するものである。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、同制度の特別措置の適用により、事業者に対して月額 6,927 ユーロ(約 88 万円)、最低賃金の 4.5 倍相当額)を上限として休業手当の全額補填が実施された。この特別措置の適用期間は部分就業も認められ、学校の休校などの影響を受けた 16 歳未満の子を持つ労働者にも適用された。

このほか「給付金関連」の施策としては、例えば「連帯基金 (fonds de solidarité)」の創設が挙げられる。この連帯基金による支援給付金は、感染症対策で営業禁止を受けた

飲食、小売、観光関連業の小規模企業などに対し、1 ヶ月当たり最大 1,500 ユーロ(約 19 万円)を支給するというものである。

なお、連帯基金の対象とされる業種に属する中小企業や個人事業主においては、2020 年 3 月に制定されたオルドナンス(行政立法)により、家賃、光熱費などの一時的な支払猶予措置(2020 年 3 月 12 日～公衆衛生上の緊急事態終了の 2 ヶ月後まで)が講じられた。

◇ 経済的マイナスからの回復策

経済的マイナスからの回復策として、フランスでは既存制度の拡充などによる「雇用維持対策」及び「支援給付金」が挙げられる。

まず特徴的なのが先述の「部分的失業制度」の特別措置による「雇用維持対策」である。この特別措置の適用期間は、当初 6 ヶ月であったが、新型コロナの危機が長期化することを見越し、長期部分的失業を可能にする制度(APLD)が導入された。これは、長期にわたり業務を縮小せざるを得ない企業に対して、最大 2 年間の部分的失業を認めるものであるが、一方で、衛生基準に対応し、経済活動を再開する企業も増えてきたことから、休業手当への国からの補填率は 85%に引き下げられ、企業も 15%負担することになった。

また、APLD を利用しない場合の部分的失業制度は、休業手当額が税控除前の給与の 60%(従来は 70%)に減額され、補填率も 60%に引き下げられた。なお、重大かつ長期的な打撃を受けた産業(航空機産業、自動車産業など)に対しては、休業手当額が税控除前の給与の 70%、補填率が 85%の新制度が導入されている。

このほか、経済的マイナスからの回復策としては、「支援給付金」として、先述の「連帯基金」による支援金の拡充が挙げられる。具体的には、一定の条件を満たす小規模企業、個人事業主、フリーランスなどに対して、月ごとの売上高が前年同月比 50%以上減少などの場合は、1 ヶ月当たり最大 1,500 ユーロ(約 19 万円)を給付するというものである。

また、より困難な経営状況にある小規模企業に対しては、上記 1,500 ユーロ(約 19 万円)に加えて、2,000～5,000 ユーロ(約 25～64 万円)の追加給付(1 回限り受給可)が行われている。さらに、営業禁止が長く続いた飲食、ホテル、観光、娯楽産業の小規模企業などに対しては、特例措置として、支援金の給付対象が拡大され(売上高 200 万ユーロ(約 2.5 億円)未満及び従業員数 20 人以下)、追加給付額は最大 1 万ユーロ(約 127 万円)に増額されている。

➤ 次なる感染拡大への備え

次なる感染拡大への備えとして、フランスでは若年者を対象とした雇用促進、及びスタートアップ企業への支援強化が挙げられる。

まず特徴的なのが「若年者雇用促進策」である。例えば、若年者を採用した企業に対して、特別手当を支給するという措置が挙げられる。具体的には、2020 年 8 月～2021 年 1 月までの間に 16 歳以上 25 歳未満の者を最低賃金の 2 倍までの賃金により 3 ヶ月以上の雇用期間で採用した企業に対して、原則として最大 1 年間、4,000 ユーロ(約 51 万円)を支給している。

また、若年者を対象に就労を目的とする職業能力開発促進の措置が講じられている。具体的には、就職困難な若年者を対象とした労働市場に参入・定着の支援のための指導を含む職業訓練、無資格者の若年者を対象とした情報通信分野や環境負荷軽減（ゼロエミッション、温室効果ガス削減など）の企業での就労能力を習得することを目的とした職業訓練、あるいは 2020 年 9 月以降に労働市場に参入する若年者を対象とした将来性のある戦略的分野（環境・デジタル関連産業など）における就職支援のための職業訓練（16 億ユーロ(約 2,040 億円)規模）など、次世代を担う若年者に対する雇用支援（職業教育）が手厚く提供されている。

このほか、次なる感染拡大への備えとして、「スタートアップの支援強化」が挙げられる。フランスではスタートアップ企業によるイノベーションが経済成長・雇用創出の原動力になるとして、従来からスタートアップ支援に重点が置かれてきた。この方針は新型コロナ危機への対応下であっても引き継がれ、例えば、コロナ禍に特に役立つ革新的なサービスや製品（遠隔医療サービス、テレワークソリューション・デリバリーなど）の開発に期待が寄せられている。

資金援助としては、まず、2020 年 3 月につなぎ融資、政府保証融資など、合わせて約 40 億ユーロ(約 5,100 億円)のキャッシュフロー支援が行われた。また、2020 年 6 月にテック企業を対象に約 12 億ユーロ(約 1,530 億円)の資金支援策が投じられ、新たに2つの投資ファンド(1 億ユーロ(約 127 億円)及び 1.5 億ユーロ(約 191 億円)規模)が創設された。さらに、2020 年9月に発表された経済復興政策では、2022 年までに総額 37 億ユーロ(約 4,720 億円)をテック系のスタートアップ企業の育成・発展に充てるなど、定期的に資金供給の拡充がなされており、スタートアップ企業への財政支援が充実している。

➤ テクノロジー等の活用(DX の活用等)

フランスでは、政府主導の中小企業向け支援ポータルサイト「Clique-mon-commerce.gouv.fr」が 2020 年 11 月より運用開始された。これは、中小企業・小規模事業者(主にコロナ危機の影響を受けた小売業や飲食店を想定)とデジタルプロバイダをつなぐビジネスマッチングプラットフォームであり、中小企業のデジタル化対応を支援することを目的としたサービスである。

具体的には e コマース・Web サイトの作成、電子・リモート決済の導入、物流・配送システムの最適化など、デジタルソリューションを提供するプロバイダの情報が一元化されており、検索・比較が可能になっている。

当該プラットフォームの最大の特徴としては、「Clique-mon-commerce.gouv.fr」の HP のトップ画面にて「職業」、「デジタル化の目的」、「地域」の検索条件を指定すると、その条件に合致したプロバイダの基本情報が一覧表示され、簡単にアクセスできることが挙げられる(図)。

「Clique-mon-commerce.gouv.fr の HP 内の検索画面」

また、デジタル化を進めるにあたり、新たな EC サイトを立ち上げた場合に最大 500 ユーロ(約 6.3 万円)が支給されている。対象者は活動制限により、閉鎖を余儀なくされた小売業や飲食店である。なお、国から各自治体に対して、20,000 ユーロ(約 255 万円)の補助金(総額 6,000 万ユーロ(約 76 億円))が支給されている。

➤ その他

その他のフランスの新型コロナウイルス感染症に向けた経済対策としては、次世代の環境(特に水素エネルギーの開発)やデジタル分野への投資促進が挙げられる。例えば、2020年9月に発表された経済復興政策では、自動車産業と航空産業に対し、産業プロセスの自動化とデジタル化、脱炭素化の加速を目的として2億ユーロ(約255億円)が充てられている。コロナ危機による企業への救済措置を図りつつ、従来の重点分野への投資を促進させており、中長期的な視点での更なる経済成長につなげていく積極的な姿勢がうかがえる。

マクロン大統領が2020年9月に公表した1,000億ユーロ(約12.7兆円)規模の経済復興計画によると、経済刺激策は、1)エコロジー、2)競争力、3)社会的・地域的結束(社会政策)の3本の柱から構成されている。具体的には、1)環境関連(300億ユーロ(約3.8兆円))では、環境重視の公共輸送システム(特に鉄道)、産業部門の温暖化ガスの排出削減対策、農業部門の環境シフト支援、省エネ自動車への買い替え支援など、2)競争力関連(350億ユーロ(約4.5兆円))では、企業向け減税、次世代の環境やデジタル分野への投資促進、中小企業支援、影響が大きい産業への補助金など、3)結束関連(350億ユーロ(約4.5兆円))では、若年者や脆弱な労働者への雇用対策、時短補助金の延長、就労支援の強化、医療分野への支援などが盛り込まれている。これまでの短期的な景気刺激策のみならず、中長期的な構造改革を組み合わせ、コロナ危機の国民生活への打撃を軽減するとともに、経済復興と社会課題解決の同時実現を目指す方針を打ち出している点は、同国ならではの点と言える。

フランスでは雇用対策が充実しているように見受けられた。他国と比べると、業種別では基幹産業である自動車産業及び航空産業への経済支援と投資促進が観測された。会社規模としては活動制限の影響を受けやすい中小企業に加え、特に大きな打撃を受けた自動車、航空大手企業、経済再生を担うスタートアップ企業に対して、会社規模問わず幅広く施策が実施されていることが確認できた。なお、観光業に対する支援策については、国家の最優先課題として180億ユーロ(約2.3兆円)規模の支援策が発表されている。

⑥ パリ市

■ 概要

フランスの首都パリは、国内でも新型コロナウイルス感染症の感染者が多い地域の一つとされており、感染が再び拡大している状況を受け、2020 年 10 月から「最大警戒地域」として制限措置が強化されている。各施策の概要は後述するが、全体として、国の方針に沿い、経済対策の中でも「資金援助」と「雇用対策」に重点が置かれていると考える。例えば、中小企業への給付金や融資の増額、失業者の雇用促進、将来性のある重点分野（環境・デジタル・セキュリティなど）に対する資金投入、就労支援などである。各種施策は国の施策に基づき、地域のためにより一層の充実・強化した支援策を行っていることが他都市と比べた特徴と言える。

パリ市の主な産業は、電子機器、ICT、航空、バイオ/ナノテクノロジー、金融などである。また、同市では中小企業は 5 万社以上あるとされ、数でみて8割以上が中小企業となっている⁵。

■ 主な施策

➤ 経済支援

◇ 緊急支援

フランスのパリ市における緊急支援策は、同国と同様、「給付金関連」と「融資関連」の 2 つに大別できる。

このうち、「給付金関連」の施策は、例えば、イル・ド・フランス州内（パリはその中心に位置する）の全ての県を対象とした「連帯基金 (fonds de solidarité)」(70 億ユーロ(約 9,000 億円)規模)の創設が挙げられる。同基金は、感染症対策で営業禁止を受けた小規模企業、自営業者などに対し、1 ヶ月当たり最大 1,500 ユーロ(約 19 万円)を支給するというものである。

このほか「融資関連」の施策としては、例えば、「バックアップ予防ローン (prêt BACK'up prévention)」の拡充が挙げられる。この融資制度はイル・ド・フランス地域の中小企業に対し、1社当たり 50 万ユーロ(約 6,400 万円)を上限として、低金利で資金を貸し出すというものである。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、売上高の

⁵ フランスは、国の下に、地域圏(région,州に相当)、県、市町村の三層制を取っており、このうち、パリ市は、市町村と県の権限を併せ持つ特別区にて、イル・ド・フランス地域圏に属する。

20%以上の減少が見込まれる中小企業に対しては、融資の返済期間を 2 年延長し、当該ローン金利を 3.8%から 0%にすることを発表している。

◇ 経済的マイナスからの回復策

経済的マイナスからの回復策として、パリ市では既存制度を拡充などによる「支援給付金」及び「融資」が挙げられる。

まず、先述の「連帯基金」による支援金の拡充である。具体的には、支援金の給付対象が拡大され、一定の条件を満たす小規模企業、個人事業主、フリーランスなどに対し、月ごとの売上高が前年同月比 50%以上減少などの場合にも支給されることとなった。また、支給金額についても、1ヶ月当たり最大 5,000 ユーロ(約 63 万円)に増額された。さらに、より困難な経営状況にある小規模企業に対しては、最大 10,000 ユーロ(約 127 万)の追加給付が用意されており、必要に応じて申請することとなっている。

このほか、経済的マイナスからの回復策としては、流動性確保の一環として、「リボンドローン(prêt rebond)」と呼ばれる新しい融資制度の創設が挙げられる。具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響により、深刻な被害を受けた中小企業への資金繰り支援を目的に、イル・ド・フランス地域が国と公的投資銀行の Bpifrance と連携した地域支援スキームとして、域内の個人事業主、不動産・金融関連企業(最低 12 ヶ月以上の活動実績が必要)を対象に、原則として最大 7 年間、1 万～30 万ユーロ(約 127 万～約 3,800 万円)を無利子で貸し付けるものである。当初の融資目標額であった 2.5 億ユーロ(約 319 億円)を大幅に上回る申し込みが寄せられ、3 億ユーロ(約 382 億円)に増額されている。

➤ 次なる感染拡大への備え

パリ市における、次なる感染拡大への備えとしては、職場復帰支援や職業訓練などの雇用対策が挙げられる。例えば、「Together for job(Ensemble pour l'emploi)」と呼ばれるプラットフォームがあり、イル・ド・フランス州内での就活、職業訓練、就職・採用に至るまでの就労支援サービスが提供されている。

規模としては 2.3 億ユーロ(約 293 億円)の追加予算が投じられており、域内で特に大きな打撃を受けた産業(建設、医療・健康など)や将来性のある重点分野(環境・デジタル、農業、セキュリティ関連産業など)で職業訓練の受講を希望する場合は、訓練生に最大 1,000 ユーロ(約 12.7 万円)が支給されるなど、今後増える可能性がある失業者に対するフォローアップや特定分野における人材の育成・確保などに充当されている。

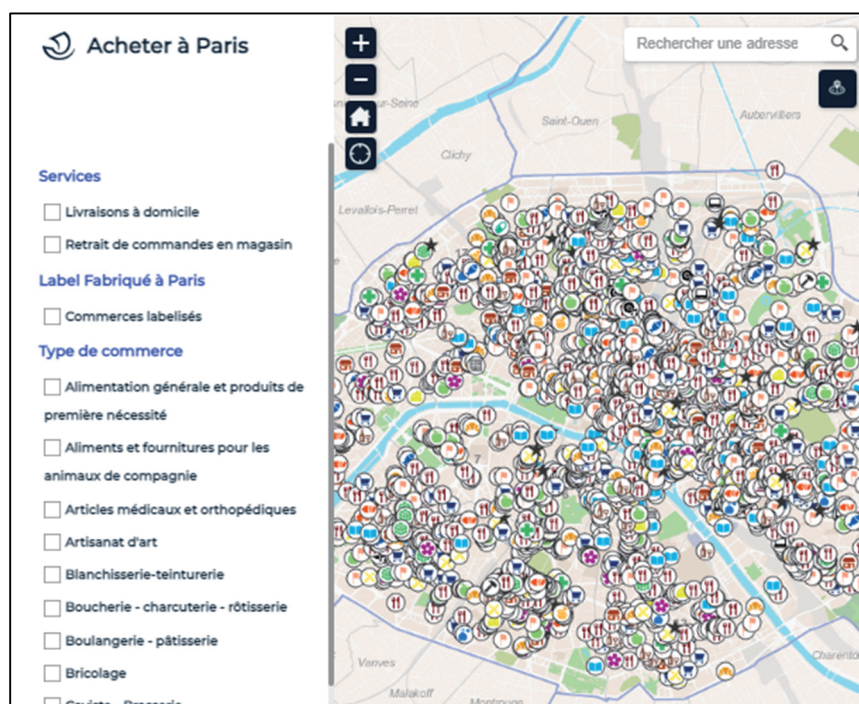
また、HP には職の探し方やトレーニングに関する具体的な情報が掲載されており、利便性が高いように見受けられる。こうした域内の雇用に関する一元的な情報発信は、次なる感染拡大への備えとして、我が国・都においても今後必要とされる可能性は高い。

➤ テクノロジー等の活用(DX の活用等)

パリ市における先進事例としては、2020 年 3 月にパリ市の公式サイト内に設置された「インタラクティブマップ」が挙げられる。これは地図情報から実店舗の場所が把握できるツールであり、24 時間おきに情報更新され、例えば、テイクアウトやデリバリー店舗の営業時間やメニュー、連絡先などを確認できるようになっている(図)。

当該マップは市内の飲食店や小売業のデジタル化対応を支援することを目的としたサービスであり、サイトに登録した業者は、クリック&コレクトシステム(EC で注文し店舗などで受け取るサービス)を利用することができる。

「パリ市公式サイト内のインタラクティブマップの画面(例)」



➤ その他

そのほか、パリ市における新型コロナウイルス感染症に向けた経済対策としては、「自転車の利用促進」が挙げられる。同市では、感染リスクの回避や外出制限による運動不足の解消に自転車を利用する人が増えているため、一般車両だった斜線を自転車専用レーンに拡幅するなど、道路整備が急速に進められている。また、自転車修理・整備サービスへの需要も増加していることから、景気回復策の一助になるものとして注目に値する。なお、フランス環境連帯移行省は、自転車利用促進施策に計 6,000 万ユーロ(約 76 億円)規模の予算を投じており、地方自治体が円滑に自転車専用レーンの整備を行えられるよう技術面及び財政面からサポートし、自転車の利用促進を推進している。

パリ市では資金援助と雇用対策が充実しているように見受けられた。業種別では、域内で特に大きな打撃を受けた産業(建設、医療・健康など)や将来性のある重点分野(環境・デジタル、農業、セキュリティ関連産業など)における就労支援や人材育成などが行われていることが観測された。また、同市はフランスの主要観光地の一つであることから観光産業に 1,500 万ユーロ(約 19 億円)規模の支援策が発表されている。会社規模としては、主に活動制限の影響を受けやすい域内の小規模企業・中小企業に対し、地域に根差した財政支援が充実していることが確認できた。

⑦ ドイツ

■ 概要

ドイツは当初、欧州域内でも新型コロナウイルス感染症の感染者数が比較的少なく、周辺国より緩やかな活動制限に留まっていたが、全国的かつ急速な感染拡大をう受け、より強力な制限措置が発動されている。各施策の概要は後述するが、全体として、経済対策の中でも「雇用の維持と需要の安定確保」に重点を置いていると考える。例えば、短時間勤務の給付要件の緩和、経済的に困窮状況にある中小企業・個人事業主などへの給付、付加価値税率の時限的引下げなどの経済支援策、環境・デジタル分野への投資促進策などである。各種施策は既存支援の拡充・発展させたものが多く、その金額規模が非常に大きいことが他国と比べた特徴と言える。

なお、ドイツは、16 の州から構成される連邦国家であり、州に一定程度の権限が付与されているが、対策措置に関しては各州の権限は維持しつつも、ドイツ全土で統一的な措置がとられることとなっている。

ドイツの産業構造を対 GDP でみると、サービス業の割合が 78.6%、工業が 30.5%、農業が

0.7%となっている。また、対労働人口では、サービス業が 71.5%、工業が 27.3%、農業が 1.2%となっている。このほか、全業種に占める中小企業数の割合は、対労働人口では、57.6%と約 6 割を占めており、制限措置の影響を受けやすい小規模事業者・中小企業に対して、大規模な財政支援を幅広く実施していることも特徴として指摘できる。

■ 主な施策

➤ 経済支援

◇ 緊急支援

ドイツにおける緊急支援策は、「雇用関連」、「給付金関連」、「融資関連」の3つに大別できる。このうち、「雇用関連」の施策には、例えば「操業短縮手当 (Kurzarbeitergeld)」の拡充が挙げられる。これは従来から実施している企業に対する休業者の給与補助であり、企業が経済的要因などによって一時的に労働時間短縮(操業短縮)を行い従業員の雇用維持を図る場合に、従業員の手取り収入減少分の 60%の額を補償するものである。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、1) 支給要件の緩和(対象従業員が全体に占める割合 30%以上から 10%以上に引下げなど)、2) 派遣労働者への対象拡大(受給期間や子の有無により最大 87%)、3) 操業短縮中に事業者が支払わなければならない社会保険料の全額補填などが実施されている。

このほか「給付金関連」の施策としては、中小企業や個人事業主などに対して、例えば、「緊急支援プログラム(Soforthilfe)」が挙げられる。この緊急支援は、新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困難な状況にある従業員に対し、3 ヶ月分の資金繰り支援として、従業員数が 5 人以下の場合は最大 9,000 ユーロ(約 115 万円)、10 人以下の場合は最大 1 万 5,000 ユーロ(約 191 万円)の一括給付を行っている。

さらに「融資関連」の施策としては、1) 国営のドイツ復興金融公庫(KfW)から、企業の創業年数や売上高に応じた運転資金の融資、2) 民間金融機関からの公的信用保証付融資がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置として 3) 経済安定化基金(Wirtschaftsstabilisierungsfonds)が創設されている(6,000 億ユーロ(約 76 兆円規模))。これは KfW 特別融資制度を補完するものであり、一定の条件を満たす大企業に対し、金融機関からの融資に対する公的信用保証や劣後債などの買入れによる資本増強策を実施している。

◇ 経済的マイナスからの回復策

経済的マイナスからの回復策として、ドイツでは家計及び事業者への減税・徴収猶予などの「税制支援」、及び既存手当の拡充などの「雇用対策」が挙げられる。

まず特徴的なのが景気刺激策の一環としての「付加価値税率の時限的な引き下げ」である。家計向けに 2020 年 7 月 1 日～2020 年 12 月 31 日までの時限措置として、付加価値税の標準税率は 19%から 16%に、軽減税率は 7%から 5%に引き下げられた。また、2020 年 7 月 1 日～2021 年 6 月 30 日までの時限措置として、レストラン及び宅配サービスにおける食品（飲料を除く）の提供サービスなど（従来は標準税率 19%の適用対象）を軽減税率の適用対象とする措置も講じられている。事業者向けの税制支援としては、所得税、法人税、付加価値税（2020 年中に納付期限が到来するもの）の納付期限を一時的に延期することが認められた。

このほか、雇用対策の追加支援策として、先述の操業短縮手当につき、50%以上労働時間を短縮して同手当を受給している者に対して、手取り収入減少分の補填率の引上げ（4 ヶ月目から 70%、7 ヶ月目から 80%）が行われている。また、「失業手当の給付期間延長」が実施されており、失業手当の受給資格が 2020 年 5 月 1 日～2020 年 12 月 31 日までに満了する失業者に対して 3 ヶ月の延長が認められた。

➤ 次なる感染拡大への備え

次なる感染拡大への備えとして、ドイツでは環境・デジタル分野に重きを置き、電気自動車の購入促進やインフラ整備、気候変動対策の技術などへのより一層の投資促進が行われている。

まず自動車産業への支援策として、低排出ガス車の導入を促進するための新車購入補助金の増額、及び充電インフラの拡充が行われている。具体的には、電気自動車（EV）やプラグイン・ハイブリッド車などの低排出ガス車（内燃機関を持つ車は対象外）の購入につき、リスト掲載価格が 4 万ユーロ（約 512 万円）未満の純 EV 車種は 4,000 ユーロ（約 51 万円）から 6,000 ユーロ（約 76 万円）に、4 万ユーロ（約 512 万円）以上 6 万 5,000 ユーロ（約 832 万円）以下の純 EV 車種には 5,000 ユーロ（約 64 万円）にそれぞれ引き上げられた。併せて EV の公共充電スタンドを今後 2 年間で 5 万ヶ所（現在は約 2 万 1,100 ヶ所）を設置するとしている。

この支援策には 22 億ユーロ（約 2,800 億円）の予算が投じられており、景気刺激策の一環として、高額消費である乗用車の購入を促進しつつ、補助金により EV への乗り換えを誘導、さらには充電インフラの拡充も行うことで、従来から重視してきた環境対策（特に

温室効果ガスの削減)にも資する措置となっている。

また、次なる感染拡大への備えとして、助成金による電気料金における再生エネルギー(EEG)賦課金の引き下げが挙げられる。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国内の電力需要が減少した結果、EEG 賦課金の大幅な引き上げが必要な状況となっていたが、補助金の投入により、EEG 賦課金の額の上昇を回避する措置が講じられた。

具体的には、2021 年以降の EEG 賦課金について、現在の 1 キロワット時あたり 6.8 セント(約 8.6 円)から、補助によって 2021 年は 6.5 セント(約 8.3 円)、2022 年は 6.0 セント(約 7.6 円)に引き下げられることになっている。この結果として、化学工業、製鉄業、アルミニウム工業など、エネルギーを多く消費する産業界への大幅な負担軽減にもつながるとみられている。

この措置には 11 億ユーロ(1,400 億円)の予算が充てられており、景気刺激策の一環として、EEG 賦課金の引き下げを行いつつ、再生可能エネルギー導入促進も行い、重要な政策課題として認識されている気候保護(達成目標:電力消費量に再生可能エネルギーが占める比率を 2030 年までに 65%)との両立をも目指すものとなっている。

このほか、産業支援として、水素エネルギーの研究、量子コンピューターの導入、5G/6G 移動通信システム整備などに減税や補助金などが用意されている。

以上の投資促進施策には総額 500 億ユーロ(約 6.4 兆円)が配分されており、経済回復に向けた景気刺激策に留まらず、ドイツ経済を長期的に強化する環境対策・デジタル分野への積極的な投資促進が図られている。

➤ テクノロジー等の活用(DX の活用等)

テクノロジー等の活用(DX の活用等)としては、ドイツ全土としてではないが、例えばベルリン州の「コロナ救援交付金システム(Rettungszuschuss Corona)」が挙げられる。同州では、助成金・援助金パッケージが連邦議会で承認された 2 日後には助成金の受付を開始し、同日に申請者 110 人の口座に総額約 100 万ユーロ(約 1.3 億円)の振り込みを実施したとされる。

申請の際には、助成金の申請受付・支払窓口であるベルリン投資銀行(Investitionsbank Berlin:IBB)の Web サイトにて、申請者の「名前」、「住所」、「納税者番号」、「銀行口座番号」を入力するだけで完了し、減収証明書などを提出することなく、オンライン上の操作のみで手続きが完結する仕組みとなっている。

この迅速かつ利便性の高い仕組みを実現できたのは、次に挙げる点によるところが大

さい。

- 同州と IBB が申請とその処理を最も簡易化する意思決定を行った点
- 助成金受領者の申請書は税務署や連邦・州の監査事務所を通じて事後審査で行うことにした点
- 事前に確立されていた設計に基づきシステム構築をし、開発期間 3 日程度でリリースできた点
- 当該システムに不正行為に対する自動チェック処理や異常なアクセスを即座に検知できる相互制御メカニズムが実装されており、非常に優れた SEO 対策がなされている点

これらは同州ならではのとも言えるが、手続きを簡素化することで、より多くの中小企業・小規模事業者迅速に支給されるような工夫が図られている。なお、ドイツ国籍を保持していない場合でも同様の手続きで受領可能となっている。

IBB Web サイト内の助成金の申請受付画面」

Berlin

Antragsdaten
Antragsteller
Erklärungen

Erklärungen

Grund für die existenzbedrohliche Wirtschaftslage bzw. den Liquiditätseingpass *

- ☐ Von teilweiser Schließung und Umsatzeinbußen mangels Kundschaft, Stornierungen u.ä. betroffen
- ☐ Von Komplettschließung betroffen
- ☒ Von Umsatzeinbußen durch fehlende Aufträge/Buchungen/Engagements u.ä. betroffen

☒ Ich nehme Kenntnis davon, dass die Soforthilfe als Einnahme steuerbar ist und dass kein Rechtsanspruch auf die Gewährung der Soforthilfe besteht. Darüber hinaus versichere ich, dass ich die Soforthilfe durch das Land und den Bund nicht mehrfach beantragt habe und dies auch zukünftig nicht tun werden. Als Solo-Selbstständiger und Freiberufler erkläre ich, dass ich meine selbstständige Tätigkeit im Haupterwerb ausübe.

Es handelt es sich um eine Beihilfe im Sinne der „Bundesregelung Kleinbeihilfen 2020“ vom 24.03.2020.

Es wurden bereits Kleinbeihilfen erhalten bzw. beantragt *

- ☐ Ja
- ☐ Nein

Bitte füllen Sie das Feld aus.

➤ その他

そのほか、ドイツの新型コロナウイルス感染症に向けた経済対策としては、芸術、文化関連産業への支援拡充が挙げられる。具体的には、緊急支援として 500 億ユーロ(約 6.3 兆円)の適用、個人の生活の保護(生活保護審査の緩和、住宅や暖房費、児童手当の利

用など)に 100 億ユーロ(約 1.3 兆円)、家賃や保険料の据え置きなどの法的措置の緩和などが挙げられる。これは芸術、文化が、ドイツ経済において自動車・機械産業に次ぐ重要産業であると認識されていることから、産業・雇用政策の一環として、芸術家などに対し、手厚い支援がなされている。

ドイツはこれまでの財政健全化路線から一転して 1,560 億ユーロ(約 20 兆円)の国債を発行し、大規模な財政支援策を実施している。メルケル首相が 2020 年 6 月に公表した 1,300 億ユーロ(約 17 兆円)規模の追加の経済復興策によると、1)短時間勤務の給付要件の柔軟化、2)影響を受ける企業に対する納税期限の猶予、延滞金免除など、3)30 億ユーロ(約 3,800 億円)規模の「保護シールド」(資金繰り支援)の発動、4)欧州の結束強化にて EU の 250 億ユーロ(約 3.2 兆円)規模の「コロナ対策投資イニシアティブ」を支持、の 4 本の柱から構成されている。また、次の 4 ステップでの経済再開計画が示されている。すなわち、1)既存支援の更なる発展(政府保証ローン、短時間勤務、中小企業給付、経済安定基金など)、2)更なる当面の対策(文化、宿泊業、イベント業などの遅延再開する業種への支援)、3)需要を満たすための経済支援(需要と供給の同時底上げ、自動車産業への支援)、4)長期的な健全化プログラム(サプライチェーン、市場安定策など)である。このように、今後は景気刺激策と中長期的な構造改革を組み合わせ消費や投資の活性化に力点を置き、経済回復を後押しする方針が打ち出されている。

ドイツでは財政支援が充実しているように見受けられた。他国と比べると、業種別では自動車産業への投資促進、芸術・文化関連産業への支援拡充が観測された。会社規模としては活動制限の影響を受けやすい小規模事業者・中小企業への手厚い資金援助や大企業への資本投入などの施策が実施されていることが確認できた。なお、観光業に対する支援策については、中小企業向け助成金で賄われているとされ、現時点の調査では特段目立った施策は観測されなかったが、必要に応じ追加調査など行う方針である。

⑧ フランクフルト/ヘッセン州

■ 概要

フランクフルトは、ドイツ 16 の連邦州のうち、ヘッセン州に位置する都市であり、人口は 76.3 万人、GDP は 86 億ドル程度(約 9,100 億円)の規模を持つ。主な産業は、自動車、金融、製薬・バイオテクノロジー、オートメーション、ロジスティクス、IT、化学などである。

フランクフルトを本社とする企業としては、食品ではネスレがあるほか、グローバル大手企業も、フランクフルトに欧州本部を配置するところが散見される。欧州金融センターの 1 つであり、例えば、ドイツ銀行やコメルツ銀行といった民間大手のほか、公的金融機関である KfW(ドイ

ツ復興金融公庫)や同州の地域銀行などが同市に本社を置いている。欧州の中央銀行である ECB(European Central Bank)も同市で業務を行っている。

フランクフルトを含むヘッセン州では中小企業は約 25 万社あるとされ、2018 年時の統計では、数でみて 99%が中小企業となっている。

ドイツは欧州の中でも新型コロナ感染者数が多い国の 1 つである。入出国者数の統計は確認できていないが、欧州ではいわゆる「人流」の抑制策が広く取られていることから、同都市においてもコロナ禍では、入出国者数が大きく減少したと考える。実際、ドイツでは第 3 国からの入国制限が続いているほか、都市のロックダウンも相次いでいる。

■ 主な施策

➤ 経済支援

◇ 緊急支援

緊急支援策としては、第 1 波に対応したと思われる「コロナウイルス即時支援 (SOFORTHILFE CORONA)」が挙げられる。これは、2020 年 3 月 25 日に、フランクフルトが属するヘッセン州による独自の助成策であった。2020 年 5 月 31 日に終了したもの、国による支援をあわせ、従業員数が 50 名以下の企業に対し、総額 20 億ユーロ(約 2,600 億円)の資金を提供するものであった。当該資金は、1 回限りではあったものの、返済不要の助成金として、ドイツ連邦による資金を含む形で以下のように支給された。

- 従業員数が 5 名までの企業:3 ヶ月で 10,000 ユーロ(約 128 万円)
- 従業員数が 10 名までの企業:3 ヶ月で 20,000 ユーロ(約 256 万円)
- 従業員数が 50 名までの企業:3 ヶ月で 30,000 ユーロ(約 385 万円)

助成額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などに伴う資金繰りへの影響の多寡に応じて決定された模様である。対象は、農業や林業、製造業または自営業から課税所得を生み出す企業、フリーランスや芸術家、一定の非営利団体、法人などの形態を問わず、幅広い業種・働き手に支給された模様である。

手続きとしては、制定のチェックリスト、及びオンラインなどが用いられた。具体的には、身分証明書や税関連の書類のアップデートのほか、例えば納税者番号や電話番号・メールアドレス、口座情報・信用機関情報、会社携帯や事業分野など、幅広い情報が必要であった。ただし、納税者番号や信用機関情報などが付与されることによって、ヘッ

セン州内での手続きはいくらかの負荷が軽減され、比較的迅速な支給が可能であったとも推察する。

オンラインなどによる申請手続きは他国・他都市でも取り上げられたが、いわゆる第 1 波の渦中と想定される 2020 年 3 月時点で、申請を含めたプロセスが確立できていたことは注目に値する。

◇ 経済的マイナスからの回復策

次に経済的マイナスからの回復策について述べる。これは、州の公的金融機関による融資・保証プログラムにて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業に対し、ヘッセン経済インフラ銀行 (WIBank)、州の保証銀行 (Bürgschaftsbank Hessen)、ドイツ復興金融公庫 (KfW) が融資・保証プログラムを提供するものである。保証を受けることで、メインバンクから、通常の融資限度額以上の融資を受けられるともされる。

条件は、1) (原則として) 融資ができると判断されるビジネスモデルを有し、かつ 2) メインバンクの了解が得られることなどとなっている。相談などの窓口はメインバンクとなる。

また、企業再編にあたっては、上記 WIBank を通じた「再編に関するサポート補助金」(Förderung von Sanierungsgutachten gemäß IDW S6) も利用が可能である。上限は 10,000 ユーロ(約 128 万円)で、再編にかかる報告書を提出することで、メインバンクなどから借入れを行うことができる。企業の再編自体は、新型コロナウイルス感染症数の増減やその波に応じてすぐさま生起するものでは決していないが、いわゆるウィズコロナやアフターコロナなど、新型コロナウイルス感染症による経済ストレスが長期化する蓋然性を踏まえると、次節で述べる、次なる感染拡大への備えとしても、産業の新陳代謝や移行の円滑化などを見据えた金融面での措置とも言えなくはない。

➤ 次なる感染拡大への備え

助成金や州などの金融機関と連携した支援は他の州・都市でも存在する。例えば、デュッセルドルフ市は、最大 5,000 ユーロ(約 64 万円)の助成金策が打ち出されたほか、バイエルン州では同様の即時支援がなされた(いずれも期間は終了)。地域の金融機関との連携による金融支援スキームは、州立銀行や協同組合銀行など、日本と同様、間接金融が発達したドイツでは、幅広く採用されている。ベルリン州では、「中小企業向け給付型つなぎ資金」として、KfW が提供するクイックローンの利用有無に即して、条件が変わる「Soforthilfe-Paket」という制度も確認された。

フランクフルト独自の取り組みについては、引き続き調査は行うものの、国レベルでは、経営コンサルティング支援など一定の仕組み(Förderung unternehmerischen Knowhows)は確認できており、同様の取り組みはなされていると考える。

➤ テクノロジー等の活用(DX の活用等)

フランクフルト独自のものではないが、ドイツでは2020年4月に、総額20億ユーロ(約2,600億円)のスタートアップ向けの掲載支援策が打ち出されている。

1 つは「コロナ・マッチング・ファシリテート(Corona Matching Fazilität)」と呼ばれるもので、KfW(ドイツ復興金融公庫)キャピタルか、欧州投資基金(EIF)が、スタートアップに投資するベンチャーキャピタル(VC)に資金提供するもの、もう1つが、出資が受けづらいスタートアップ企業や中小企業に対し、最大80万ユーロの資金提供されるものである。

フランクフルトは金融も含め、幅広い業種、企業群が存在する。ドイツ・スタートアップ業界は活況との見立てもあり、こうした地域の資金・エクイティを活用した企業支援は、新たなビジネス・サービスモデルを勃興させる可能性がある。

⑨ シンガポール

■ 概要

シンガポール(シンガポール共和国)は、第1波(2020年4月中旬から5月中旬頃)、及び外国人労働者でのクラスター発生などによる第2波(2020年7月初旬から8月中旬頃)に感染者数のピークがあったものの、現在は、徹底された検査及び感染者追跡アプリの活用により、その封じ込めに成功している。

シンガポールは、数でみると中小企業は271,800件と(全体の99.5%)、従業員数でみると、250万人(全体の71.4%)を占めている。また、対GDPでは、中小企業は44.7%を占めるとされ、景気動向は中小企業の経営に左右されやすい。

主な産業は、製造業関連(エレクトロニクス、化学関連、バイオメディカル、輸送機械、精密器械)が22.0%、卸・小売が17.6%、ビジネスサービスが14.9%となっている。一般には、シンガポール国民は裕福であるというイメージがあるが、富裕層はわずかであり、外国人労働者が多くを占める。国内市場は小さく輸出が大部分を占めており、海外景気に左右されやすい構造となっている。

シンガポールは、2020年の「世界金融センター指数(GFCI)」ランキングで第6位とアジア

の金融センターとしても重要な位置を占めているほか、政府主導でハイテク技術分野のスタートアップの育成が進められているなど東南アジア最大のスタートアップ拠点としても注目されている。

これらを背景に、シンガポールの経済的施策は、全体的に、既存の金融施策を生かした「中小企業向け金融支援策」や、新型コロナウイルス感染症に影響を受けた「(輸出関連業種など)特定産業の事業会社・従業員の保護」に重点を置いているように見受けられる。

■ 主な施策

➤ 経済支援

◇ 緊急支援

シンガポールにおける緊急支援策は、主に「企業と労働者の支援」を目的として、4回実施(追加支援を含む)されてきた。

まず、第1回目(2020年2月18日)の2020年予算では、企業と労働者の支援を目的とした安定化・支援パッケージが発表された(40億シンガポールドル(約3,100億円)。総額64億シンガポールドル(約4,950億円))。法人に向けては、国民の雇用維持のため、政府が国民の月給の8%分を3ヶ月間、雇用主に支給する「雇用サポート・スキーム」が定められた。感染拡大に伴う外国人来訪者の急減で最も打撃を受ける観光・航空・小売・飲食・輸送サービスの5業種については特別の支援策も盛り込まれた。

第2回目(2020年3月26日)には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた特定業種に対する雇用支援スキームの強化に向け、追加パッケージを発表した(4,840億シンガポールドル(約3.7兆円))。さらに第3回目(2020年4月6日)では、1)賃金補助金、2)外国人労働者税の削減、3)賃貸料免除の延長などを含むさらなる景気刺激策が発表された(51億シンガポールドル(約0.4兆円)、GDP比1%に相当)。

上記第3回目では、例えば、低熟練外国人労働者に対する就労ビザ「ワーク・パミット(WP)」や、中熟練外国人労働者に対する「Sパス」を有する労働者を雇用する事業主に対して課される外国人雇用税を4月分は免除した。これにより、雇用主は(早ければ)4月から雇用サポート・スキームによる支援金や外国人雇用税の払戻しを受け取ることが可能となった。

第4回目(2020年5月中旬)では、シンガポール政府は、GDP比18%程度の景気刺激策を発表した(330億シンガポールドル(約2.6兆円))。そのうち、政府指定の職業研修を終えた40歳以上の国民を採用すると、給与の20%が6ヶ月間、雇用者に対

し補助される「中間キャリア・サポート・パッケージ」の適用拡大や、企業の経営コスト支援として、低・中熟練外国人労働者の雇用主に課される外国人雇用税の免除と払い戻しなどは特徴とも言える。

以上のように、シンガポールでは、その産業構造を支える特定産業・外国人労働者に対する支援策が充実している。我が国では、2020 年 1 月 1 日現在の総務省発表によると、外国人人口、総人口に占める割合、前年比増加数、増加率は全て過去最高となっていた。今後、新型コロナウイルス感染症の拡大により一定の減少は想定されるものの、人口に対する外国人の比率が最も高い東京都においては、外国人労働者・実習研修生・留学生に対する支援策も急務と考える。

◇ 経済的マイナスからの回復策

経済的マイナスからの回復策としては、「中小企業への金融支援」、ならびに新型コロナウイルス感染症によって影響を受けた「特定産業に対する支援」に特徴がある。

中小企業に関連する金融施策について述べる。シンガポール金融当局は、2020 年 5 月初旬までに、以下の施策を実施してきた。

- 融資制度として、企業融資制度(EFS)では、貿易融資、EFS-SME 運転資金融資、一時的なつなぎ融資プログラムに対する政府のリスク負担率を 90%に引き上げ(2020 年 4 月 8 日から 2021 年 3 月 31 日)
- EFS-Trade Loan の最大融資額を 500 万シンガポールドル(約 3.9 億円)から 1,000 万シンガポールドル(約 7.7 億円)に引き上げ
- EFS-SME 運転資金融資プログラムの融資限度額を 30 万シンガポールドル(約 0.2 億円)から 60 万シンガポールドル(約 0.5 億円)に引き上げ
- 一時的なつなぎ融資プログラムが全業種に対応するよう拡大(支援融資限度額が 100 万シンガポールドル(約 0.8 億円)から 500 万シンガポールドル(約 3.9 億円)に引き上げ)
- 中小企業は、2020 年 12 月 31 日まで担保付きタームローンの元金支払いを延期することが可能に
- 中小企業運転資金融資制度及び一時的なつなぎ融資プログラムの金利は、適格金融機関に対して年率 0.1%と変更(低減)

- キャッシュフロー・与信支援として、
 - ◇ 2020 年 4 月と 5 月に支払うべき毎月の外国人労働者税の免除(2020 年 4 月と 5 月に労働許可証または就労ビザ S-Pass 保持者 1 人につき今年支払済みの課徴金から 750 シンガポールドル(約 5.8 万円)の Foreign Worker Levy リベート)
 - ◇ 政府機関のオフィス、工業、農業のテナントに対する 1 ヶ月間の賃貸料免除

このほか、自営業者(SEP)に対しては所得救済制度(SIRS)があり、条件を満たすシンガポール人は、毎月 1,000 シンガポールドル(約 7.7 万円)を9ヵ月間受け取ることができる。また、法人所得税(リベートや納税猶予)施策や商業・工業用不動産ローンの元金支払い猶予などの施策も実施されている。

さらに産業構造を反映した施策としては、例えば、以下がある。

- 建設、造船、プロセスセクター向けのワーク・パミット(WP)とSパスの外国人雇用税の免除とリベート(WP・S パス保持者 1 人当たり毎月 90 シンガポールドル(約 0.7 万円)、2020 年 8 月～2021 年 12 月)
- 海運産業向け支援パッケージ(Maritime SG Together Package)による貨物船の入港税の 30%免除
- (世界金融センターの位置づけから、)ビジネス持続助成金(Business Sustenance Grant、BSG)では、フィンテック分野の企業における従業員の給与や賃貸料の運転資金を支援(1 社当たり最大 20,000 シンガポールドル(約 155 万円)まで。給与補助は従業員 1 人当たり月額最大 2,000 シンガポールドル(約 15.5 万円)、6 ヶ月間)。

➤ 次なる感染拡大への備え

次なる感染拡大への備えとしては、特定産業に向けての支援が挙げられる。例えば、観光局(Singapore Tourism Board、STB)のマーケティング協業プログラム(Marketing Partnership Programme、MPP)では、シンガポール国内の各関連事業者(ホテル、観光施設、インバウンド旅行事業者、MICE(Meeting, Incentive Tour, Convention, Exhibition、MICE)主催者、MICE 施設など)に向けてマーケティング費用の一部を支援している。

主な目的は、シンガポールのホテル、アトラクション、インバウンド旅行代理店、MICE セクターのグローバルマーケティングを支援し、シンガポールをビジネスイベントの選択肢として位置付けたうえで、今後市場が回復した際に観光客の需要を促進することである。

また、環境庁 (National Environment Agency: NEA)・企業庁 (Enterprise Singapore: ESG)・観光局の下、商業、飲食、宿泊、観光施設、展示会場の保有、運営会社に向けて施設の清潔さを認定する「SG クリーン」マークの登録料の免除などが実施されている。当該マーク制度は任意ではあるものの、関連機関や査定人による査定が必要である点、関連機関や査定人による随時監査が実施される点、また一般人による通報制度 (24 時間ホットライン 1800-2255 632 設置)を提供している点などその信頼性も高い模様である。

➤ テクノロジー等の活用(DX の活用等)

テクノロジー等の活用 (DX の活用等)として、中小企業デジタル化プログラムが挙げられる。具体的には「生産性ソリューション助成金の対象となる事前承認済みソリューションの範囲を拡大し、事業者が安全な遠隔操作や事業継続対策」が実施された。また、第 4 回景気刺激策では、例えば、スタートアップの追加支援を官民共同支援スキーム「スタートアップ SG エクイティ」を通じて実施したり、ディープテック分野に対して、その投資額の最初の 50 万シンガポールドル (約 3,870 万円)につき 3 割は民間投資会社が投資としつつも、残り 7 割は政府が負担したりするなど、スタートアップへの支援にも余念がない。

このほか、デジタルトランスフォーメーション支援については、5 億シンガポールドル (約 390 億円)超の予算を計上し、事業者のデジタル化の促進に向け、「デジタル適応力ボーナス (Digital Resilience Bonus)」を導入した。

当該施策は、2020 年 5 月 26 日時点で、飲食・小売り分野の SSIC 認定・個別企業登録番号 (UEN)を持ち、PayNow 企業アカウント、Peppol の電子インボイスのアカウントがある事業者に向けて、飲食、小売店向けのデジタル化ソリューション導入における段階別の助成金 (カテゴリーは 3 段階、3 段階すべて達成した場合、最大 1 万シンガポールドル (約 77 万円))を給付するものである。

このほか、シンガポール拠点のフィンテック企業に向けて、金融機関とフィンテックが協業できるマーケットプレイス「APIX エクスチェンジ (APIX)」のアクセス料を 6 ヶ月間免除などが実施されているほか、ビジネス拡大助成金 (Business Growth Grant: BGG)の 1 つの施策として、API Exchange (APIX)にて、当該プラットフォームでの金融機関との概念実証 (PoC)への支援 (初回は 4 万シンガポールドル (約 310 万円)、2 回目以降は 1 万シンガポールドル (約 77 万円)で、共に経費の 70%。1 社当たり最大 8 万シンガポールドル (約 620 万円)が上限)などもある。

デジタル化促進基金(Digital Acceleration Grant、DAG)では、1)シンガポールに拠点を置く従業員が200名以下の金融機関、及び2)従業員200名以下のシンガポール・フィンテック協会(SFA)認定のフィンテック企業に向けて、3)デジタル化ツールの導入費用サポート(上限12万シンガポールドル(約930万円)、経費の80%負担)や、4)小規模金融機関・最低3企業のデジタルによる連携のための費用サポート(上限10万シンガポールドル(約770万円)、経費の80%負担)などが実施された。

シンガポールでは、その産業構造、特に国際金融センターやスタートアップ拠点としての位置づけを反映し、金融関連施策やスタートアップ施策が他国・他都市に比べて充実しているように見受けられる。

➤ その他

その他新型コロナウイルス感染症に向けた経済対策としては、追加経済支援にて、「新型コロナウイルス感染症の終息後の世界に向けた新たな成長機会の創出」が発表されている。

その一部として、先に導入した航空部門サポート・パッケージに1億8,700万シンガポールドル(約145億円)が追加投入されたり(2021年3月まで)、国内観光振興策として、国民が利用できる総額3億2,000万シンガポールドル(約248億円)の国内観光券「シンガポール再発見バウチャー」が配布されたりした(同副首相の発表)。

当該施策は、2020年7月開始の「SingaporeRediscovered」キャンペーンの一部であり、国民の国内旅行を喚起するものである。

具体的には、18歳以上の国民1人当たり100シンガポールドル(約7,700円)相当のバウチャーを2020年12月からオンラインで配布するものであり(その利用期間は2021年6月)、バウチャーは10シンガポールドル(約770円)単位で使うことができ、国内のホテル宿泊やアトラクション入場料、ローカルツアーなどに利用することができる。18歳以上の国民は、18歳未満の者のために、アトラクションやツアーに対して10シンガポールドル(約770円)割引チケットを最大6枚まで購入できる。

しかし、シンガポール政府観光局のキース・タン局長によれば、新型コロナウイルス感染症の拡大以前に海外訪問者数が過去最高1,910万人(2019年)を記録したが、その回復には3年から5年かかるとの厳しい見方を示している。

⑩ 香港

■ 概要

香港では、2020 年 3 月下旬からとされる第 1 波、2020 年 7 月中旬からとされる第 2 波、2020 年 11 月下旬からとされる第 3 波と、計 3 回にわたり新型コロナウイルス感染症者数が大きく変動した。経過に即し、香港政府は移動制限などの規制強化を行い、業種では、小売店・旅行会社・レストラン・映画館・娯楽施設・交通事業者などはかなりの打撃を受けたとされている。2020 年 11 月下旬からの第 3 波では、防疫措置の再強化を実施しており、感染者数の抑え込みが成功するか注目されている。

香港は、数でみると、中小企業が 343,313 件と、全体に占める割合が 98%以上を占めている(2020 年時点)。そのため、景気は中小企業の経営動向に大きく左右される。産業別にみると、対 GDP で、金融及び保険業が 18.8%、行政・社会/個人サービスが 18.2%、貿易業が 17.5%など、サービス業が約 9 割を占めている。

香港の経済的施策は、全体として、1) 中小企業に向けた金融支援策と、2) 特定産業の保護に重きを置いているように見受けられる。

■ 主な施策

香港政府の施策の特徴としては、4 回にわたる経済政策(「防疫抗疫基金」)により、政府の各種規制強化に伴い非常に大きな影響を受けた業界や、関連業界に勤務する者に対し、多大な支援を打ち出していることである。具体的な金額は、第 1 弾が 300 億香港ドル(約 4,130 億円)、第 2 弾が 1,375 億香港ドル(約 1.9 兆円)、第 3 弾が 240 億香港ドル(約 3,300 億円)、第 4 弾が 64 億香港ドル(約 880 億円)となっている。2020 年度の予算案(2020 年 4 月より 2021 年 3 月)は 1,200 億香港ドル(約 1.7 兆円)である。

➤ 経済支援

◇ 緊急支援

香港における緊急支援策は、「雇用関連」と「融資関連」の 2 つに大別できる。このうち、「雇用関連」の施策は、例えば、800 億香港ドル(約 1.1 兆円)の「保就業」(雇用維持)計画が挙げられる。

当該施策は、強制退職年金基金(Mandatory Provident Fund Scheme:MPF)納付の雇用主を対象に、月 9,000 香港ドル(約 12.4 万円)を上限(月額給与 18,000 香港ドル

(約 25 万円)上限)として 6 ヶ月間の従業員賃金補助するものである。2 回に分けて実施されており、1 回目は 16 万 8,000 社から申請に対し、約 15 万件に助成金が支給された。支給総額は 440 億香港ドル(約 6,060 億円)に上る。

2 回目は、2020 年 8 月から 9 月の間に、申請が受け付けられ、条件としては、①雇用主は人員削減を行わないこと、②強制積立年金(MPF)を支払っていること、③助成期間中の従業員の解雇を行わないこと、④政府から補填した金額を中抜きせず全額従業員に渡すことなどが定められていた。

「保就業」(雇用維持)計画は、他の業種にも拡大され、旅行業や航空業、飲食業のほか、21 万人とされる自営業者も含められた。また、MPF(強制退職金積立制度)の積立を行っていない自営業者・飲食業・建設業・陸路運送業勤務者も保護の対象となったとされる。そのほか、1) 自営業者への一時金提供や失業者支援、2) 3 万件の有期職の創出(60 億香港ドル(約 826 億円)を投資)、3) 香港政府として 1 万件の職と 5,000 人のインターン雇用などの策も実施している。

次に、「融資関連」の施策としては、「中小企融資担保計画」(中小企業向け信用保証制度)における融資額上限の引き上げが挙げられる。

2020 年 4 月 8 日、新型コロナウイルス感染症の発生と蔓延に伴うビジネス環境の急速な悪化に伴い、香港政府は、80%保証の融資について、更なる強化と資金提供を発表した。2021 年 5 月 31 日までの、HKMCI(HKMC Insurance Limited、HKMCI)に対する申請につき、1) 企業当たりの最大融資額は、1,500 万香港ドル(約 2.1 億円)から 1,800 万香港ドル(約 2.5 億円)へ、2) 政府保証が 90%となる場合は、600 万香港ドル(約 8,260 万円)から 800 万香港ドル(約 1.1 億円)へ、3) 政府が全額保証する場合は、200 万香港ドル(約 2,750 万円)から 400 万香港ドル(約 5,500 万円)にそれぞれ増額された。

このほか、2020 年 9 月 24 日に発表された「防疫抗疫基金」(第 3 弾)では、「中小企業融資担保スキーム」の改善のため、総額 240 億香港ドル(約 3,300 億円)が投入されている。当該基金では、100%政府保証の融資につき、借入上限が 400 万香港ドル(約 5,500 万円)から 500 万香港ドル(約 6,880 万円)へ増額され、返済期限は 3 年から 5 年へ延長された。

融資条件としては、事業者が、①2019 年 12 月末時点で少なくとも 3 ヶ月営業していること、②2020 年 2 月以降いずれかの月に売上高が 30%以上減少していることが必要であり、小売店や旅行会社、レストランや映画館、娯楽施設、交通事業者など、新型コロナウイルス感染症の拡大によって影響を受けた中小企業であれば申請可能となっている。

◇ 経済的マイナスからの回復策

経済的マイナスからの回復策としては、2020 年度財政予算案における景気対策(約 1,200 億香港ドル規模(約 1.7 兆円規模))に続き、「防疫抗疫基金」第 1 弾～同第 4 弾では、特定業種に対する手厚い保護が実施されることとなった。

「防疫抗疫基金」第 1 弾では、例えば、飲食・食品関連のライセンス保有者に向けた補助金制度が開始しており、ライセンスに応じて、5,000 香港ドル(約 6.9 万円)から 20 万香港ドル(約 275 万円)の補助金が 1 回支給された。当該施策では、日系企業や「暫定ライセンス(Provisional License)」保有者も補助金支給の対象となるなど、手厚い保護となっていた。さらに、計 16 の業界に向けて総額 210 億香港ドル(約 2,890 億円)の補助なども実施されている。

同時期に、壊滅的損害を受けた観光業に関しては、旅行代理店やホテルに向け、1 社当たり 8 万香港ドル(約 110 万円)の補助金制度が設けられた。香港政府によれば、香港で登記されている旅行代理店 1,700 社のうち約 9 割が補助金を申請済みで、既に 150 社が補助金を受け取ったとされる。当該施策においても、「暫定ライセンス(Provisional License)」保有者は補助金支給の対象となっている。

同第 2 弾(総額 1,375 億香港ドル(約 1.9 兆円))では、前回の経済対策ではカバーしきれなかった航空業界に対する 20 億香港ドル(約 275 億円)が含まれている。支援同第 3 弾(総額 240 億香港ドル(約 3,300 億円))では、1)防疫能力の向上(約 130 億香港ドル(約 1,790 億円))、2)個人・業界支援のため約 45 億香港ドル(約 619 億円)、その他、3)政府関連施設入居者への賃料補助などに約 50 億香港ドル(約 826 億円)が実施されている。

多様な業界の個人・企業に対して支援として、例えば、1)飲食関連業界に対して食品・衛生局から総額 16 億 7,200 万香港ドル(約 230 億円)、2)医療・衛生業界に対して同局から 1 億 680 万香港ドル(約 15 億円)、3)社会保障業界に対して、労働・福利局から 10 億 1,100 万香港ドル(約 140 億円)、4)美容・娯楽業界に対して政務長官弁公室から 3 億 5,000 万香港ドル(約 48 億円)、5)観光業界に対して商務・経済発展局から 4 億 800 万香港ドル(約 56 億円)、6)運輸業界に対して運輸・住宅局から 2 億 5,000 万香港ドル(約 34 億円)、7)教育関連業界に対して教育局から 3 億 7,700 万香港ドル(約 52 億円)、8)文化・スポーツ・芸術関連業界に対して、民生事務局から 3 億 4,100 万香港ドル(約 47 億円)、総額 45 億 1,580 万香港ドル(約 620 億円)が支給されている。

「防疫抗疫基金」第 4 弾(総額約 64 億香港ドル(約 880 億円))では、主に、飲食店に対して店舗面積に応じ 10 万(約 140 万円)～50 万香港ドル(約 690 万円)の一時金

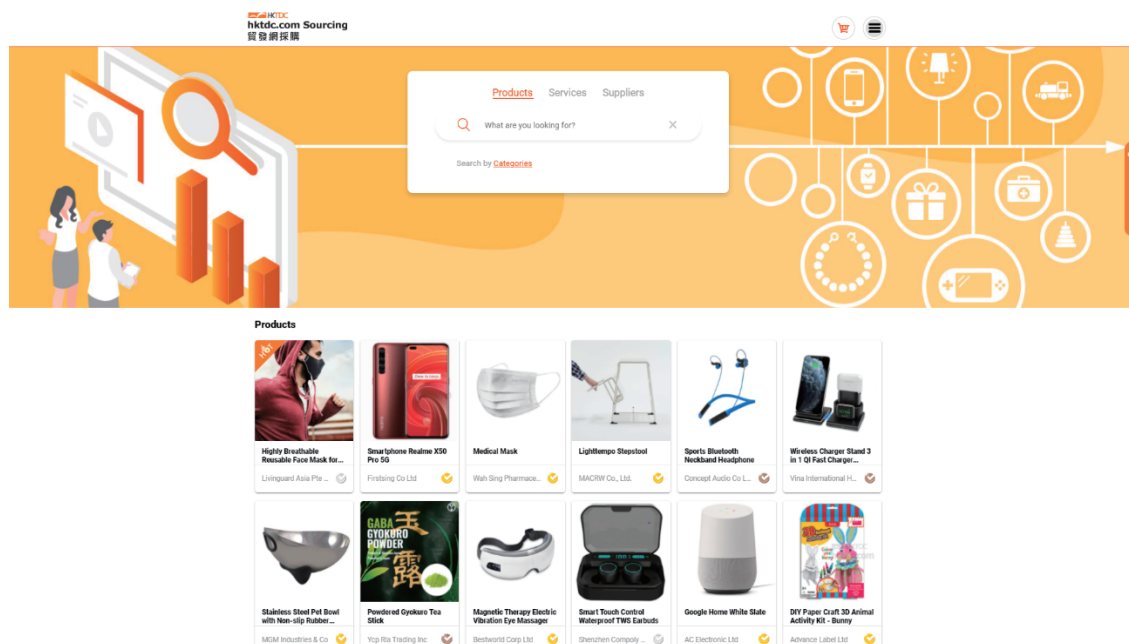
を支給(第3弾の際は5万(約70万円)～25万香港ドル(約345万円)、総額34億香港ドル(約468億円))、美容施設(ネイルサロン、エステなど)やマッサージ店などに対し、従業員数に即し、3万(約40万円)から10万香港ドル(約140万円)の一時金を支給(総額7億香港ドル(約96億円))、また、チェーン店に対しては最大300万香港ドル(約4,130万円)を支給していた。

このほか、教育施設関連として、学校向けのケータリングサービス事業者、弁当事業者、コーチ・トレーナーなどへも一時金を支給した(総額3億6,200万香港ドル(約50億円))。緊急費用として8億3,000万香港ドル(約114億円)を計上されており、香港の施策は多様な業種に向けて行われていることがうかがえる。

➤ 次なる感染拡大への備え

次なる感染拡大への備えとして、新たなビジネス創出に向けた動きがみられる。例えば、香港貿易発展局 HKTDC)は、オンライン・ビジネス・マッチング・プラットフォーム「hktdc.com Sourcing」をアップグレードした。香港貿易発展局(HKTDC)は、香港の貿易を促進、支援、発展させるために1966年に設立された機関であり、世界に50ヶ所(中国本土の13ヶ所含む)オフィスを構える。同機関は、双方向のグローバル投資及びビジネスハブとして、特に中小企業に向けたビジネスを製品・商品やサービス、サプライヤーなどの観点からビジネス・マッチングを推進している(図)。

香港貿易発展局(HKTDC)のオンライン・ビジネス・マッチング・プラットフォーム



香港旅游局(HKTB)が2020年6月に立ち上げた地元紹介プラットフォーム「旅遊就在香港(Hello Hong Kong)」は2020年12月末までに370万人が訪問し、ホームページを閲覧している。この結果、地元観光ツアーへの申込が好調で、今後新シリーズも計画中のことである(2021年1月25日時点)。

このほか、2021年3月から7月にかけて、香港貿易発展局(HKTDC)は、事業者のビジネス継続を支援する施策として、例年春に開催されている7つの展示会を統合のうえ、新たな調達プラットフォームとして「インターナショナル・ソーシングショー」を開催する予定である。当該施策は、オンライン展示会とリアル展示会やシンポジウムを組み合わせたハイブリッドモデルを導入・強化のうえ、さまざまな業界のビジネスチャンス創出をサポートする。香港貿易発展局(HKTDC)は、各地の中小企業とグローバルバイヤーをつなぐため、hktdc.com ソーシングプラットフォームをより充実化させ、通年のビジネスプロモーションを可能とする。

上記のような動きは、該当する団体・自治体においては一定のシステム整備が必要なもの、中小企業の国内外の販路拡大支援策として利便性を高めつつ、事業者にとっても自社内開発するよりコスト効果の高い施策と考える。国・都などにおける同様のデジタルプラットフォームの構築は、「新型コロナウイルス感染症防止策を取りつつも経済活動も維持する姿勢」として一定の評価ができる。

➤ テクノロジーの活用等

テクノロジー等の活用(DXの活用等)として、「新技能の習得や企業の新技術使用に関する6措置」が挙げられる。具体的には、①法律事務所におけるシステム導入・アップグレードと研修に対して4,000万香港ドル(約5.5億円)、②新型コロナウイルス関連紛争のオンラインでの解決サービスに対して7,000万香港ドル(約9.6億円)、③5G技術の利用推進に向けて6,000万香港ドル(約8.3億円)、④オンライン上での営業継続支援に対して5億香港ドル(約69億円)、⑤建設業界における研修補助に対して3,000万香港ドル(約4億円)、⑥技能向上マッチングファンドに対して1億香港ドル(約14億円)を支給するとした措置である。

➤ その他

そのほかの香港の新型コロナウイルス感染症を受けた経済対策としては、上記「防疫抗疫基金」第3弾(総額は240億香港ドル(約3,300億円))の1つとして、政府関連施設入居者への賃料補助が挙げられる。政府管理物件などに入居するテナントの75%賃料免

除などを延長(約 50 億香港ドル(約 688 億円))するほか、間接的にはあるが、香港サイエンスパーク、サイバーポートなどの入居企業に対する賃料減免(約 10 億香港ドル(約 138 億円))を実施している。

また、香港政府金融サービス財務局は、2021 年 1 月 6 日、フィンテック企業が金融機関と協力して取り組む PoC(概念実証)プロジェクト支援のため最高 15 万香港ドル(約 207 万円)を支給すると明らかにした(申請受付は 2020 年 2 月 26 日から 6 月 30 日まで)。

このほか、香港投資促進署(インベスト香港)は 21 日、フィンテック(ITを活用した金融サービス)関連の大型イベント「香港金融フィンテックウィーク 2020」を、11 月 2 日から 6 日にかけてオンラインで開催すると発表した。

当該イベントは、一大経済圏構想「粵港澳大湾区(グレートベイエリア)」対象地域の経済回復と発展、フィンテックの今後の動向などをテーマに 5 つのチャンネルで構成されており、人工知能(AI)を活用したオンラインでのマッチング支援なども予定している。同イベントは、インベスト香港と香港金融管理局(HKMA)、証券先物委員会(SFC)、保険業監管局の共催で、政府金融サービス・財務局が後援する予定である。

⑪ ニュージーランド

■ 概要

ニュージーランドでは、第 1 波(2020 年 3 月下旬から 4 月中旬頃)以降、新型コロナウイルス感染症の封じ込めに成功しており、2020 年 12 月に Bloomberg が発表した、新型コロナウイルス感染症封じ込めランキングでは第 1 位となっている。

2020 年 3 月 17 日に、ニュージーランド政府は「ニュージーランド史上最も重要な経済計画」といわれる新型コロナウイルス感染症に対する経済的支援策を発表した。当該支援策は、ニュージーランドの対 GDP 比 4%に相当し、それ以前に発表された、オーストラリア・英国・米国の経済的支援策より、対 GDP 比割合が大きい点に特徴がある。

ニュージーランドの産業構造は、中小企業数が約 53 万件と、全体に占める割合は企業総数の約 97%を占め、GDP 比では 25%超となっている(2020 年時点)。また、乳製品、肉類、木材・木製品など第 1 次産品の輸出に依存する小規模な経済でもある(これらは、輸出額の 6～7割を占める)。そのため、ニュージーランド政府は、経済的施策として早い段階で強力な措置を講じたうえで、「企業と労働者の権利保護」に特に重点を置いているようにも見受けられる。

2020 年末時点では、ニュージーランド政府は、新型コロナウイルス感染症の封じ込めに成功していると言えるが、2021 年の年間平均経済成長率を-0.5%と予測している。このため、今後の経済回復に対する不透明感は否定できない状況とも言える。

■ 主な施策

先に挙げたとおり、2020 年 3 月 17 日、グラント・ロバートソン財務相は、賃金支援や税制対策などを盛り込んだ、ニュージーランドドルにして、121 億ニュージーランドドル(約 8,900 億円)の事業継続支援策を発表した。

当該支援策では、1)医療サービス充実のために 5 億ニュージーランドドル(約 368 億円)、2)新型コロナウイルス感染症により影響を受けた全業種と地域に対する賃金補助支援として 51 億ニュージーランドドル(約 3,750 億円)、3)所得補助支援として 28 億ニュージーランドドル(約 2,060 億円)、4)再配置施策に 1 億ニュージーランドドル(約 74 億円)がそれぞれ確保された。企業に対しては、5)十分なキャッシュフローを確保できるよう 28 億ニュージーランドドル(約 2,060 億円)相当の法人税軽減措置(暫定的な課税基準の引上げ、建物減価償却の再開、滞納した税金の利子の償却などを含む)を実施しているほか、特定業種向け支援として、6)6 億ニュージーランドドル(約 440 億円)の航空支援施策も含まれた。

次いで、2020 年 3 月 23 日、同財務相は、アラートレベル 4 に備え、追加的に 40 億ニュージーランドドル(約 2,940 億円)を、ニュージーランド経済・企業・労働者に投入する支援策を発表した。主に、政府の賃金補助制度の上限を撤廃するなどの支援策であるが、アラートレベル 4 下における労働者のための新しい所得支援措置、住宅ローン保有者に対する一時的支援とビジネスファイナンス保証スキーム、さらに家賃値上げの凍結や理由のない解雇禁止などを盛り込んだ。

➤ 経済支援

◇ 緊急支援

ニュージーランドにおける緊急支援策は、他の国・都市と同様に、「雇用関連」と「融資関連」の 2 つに大別できる。このうち、「雇用関連」の施策としては、例えば、新型コロナウイルス感染症短期欠勤支払い(Short Term Absent Payment:STAP)があり、同施策では、1)自宅で仕事ができず、2)新型コロナウイルス感染症の検査を受け、3)(公衆衛生ガイダンスに沿い)検査結果を待つ自宅待機の従業員がいる雇用主または自営業者において、従業員のために STAP を申請することが可能となっている。

事業会社は、週 20 時間以上働いている従業員(フルタイム)1 人につき 585.80 ニュージーランドドル(約 4.3 万円)、週 20 時間未満の従業員(パートタイム)1 人につき 350 ニュージーランドドル(約 2.6 万円)、最大 150,000 ニュージーランドドル(約 1,100 万円)まで受給可能である。

自己隔離などは保健当局担当者から指定がある。特徴ある施策としては、8 週間の賃金補助が挙げられる(2020 年 6 月 10 日より実施)。当該補助金では、事業者の受給資格の条件が、収入 50%減少から 40%減少に軽減されており、最大 23 万の企業と約 91 万人の労働者が対象となっている。

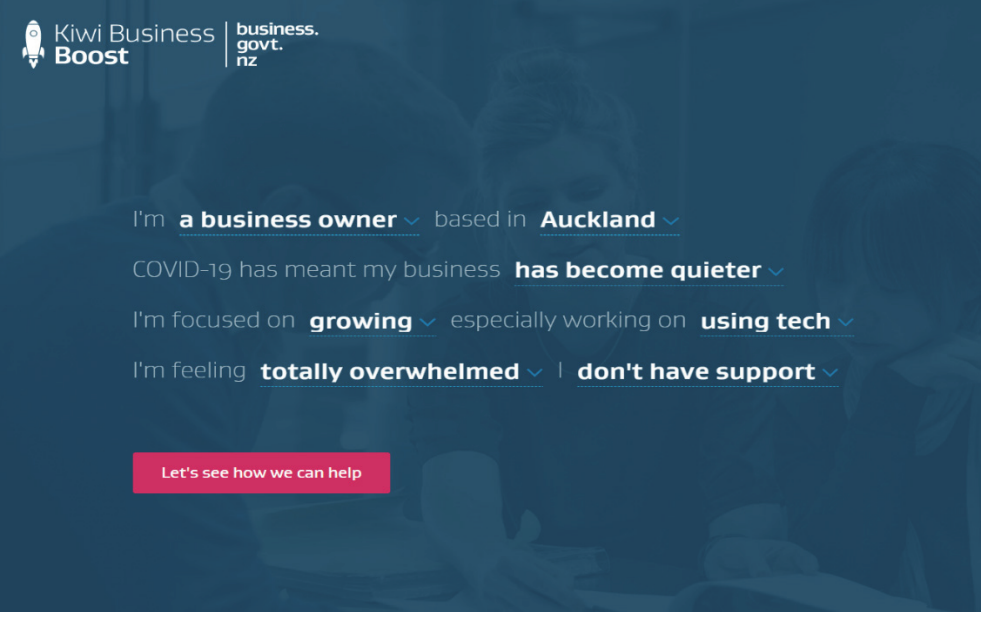
そのほか、労働者と企業の支援として、ニュージーランド政府は、事業者が労働者を引き続き雇い続けるための賃金に使われる補助金として 80 億ニュージーランドドル(約 5,900 億円)から 120 億ニュージーランドドル(約 8,800 億円)を投入、また 1 億ニュージーランドドル(約 74 億円)の労働者の配置転換策や公衆衛生指導に準拠した労働者向け休暇制度を実施している。

「融資関連」の施策としては、1)ビジネスファイナンス保証制度(Business Finance Guarantee loans)と、2)中小企業ビジネスキャッシュフロー(ローン)スキーム(Small Business Cashflow (Loan) Scheme:SBCS)が挙げられる。

このうち、ビジネスファイナンス保証制度(Business Finance Guarantee loans)では、参加銀行(ANZ、ASB、BNZ、ハートランド銀行、キーウィ銀行、TSB、中国銀行、ウェストパック)やノンバンク(ネルソンビルディングソサエティ)が、新型コロナウイルス感染症による事業の混乱により与信供与が必要な事業者に対して、タームローンやリボルビング信用枠を提供するものである(申請は 2021 年 6 月 30 日まで)。

当該クラウンビジネスファイナンス保証は、銀行による 20%保証と政府による 80%保証で構成されている。事業者は、上記ビジネスファイナンス保証制度と中小企業ビジネスキャッシュフロー(ローン)スキーム両方を利用しうるものの、政府は事業者の的確なスキーム利用を期待しており、併せて専門のコンサルタント支援サービスを提供している(Kiwi Business Boost)。当該支援サービスにより、事業会社は、拠点のある地域において、スキームや施策の利用可能性について容易に確認することが可能となっている(図)

Kiwi Business Boost



The screenshot shows the Kiwi Business Boost website interface. At the top left is the logo with a rocket icon and the text 'Kiwi Business Boost' and 'business.govt.nz'. The main content area has a dark blue background with a faint image of people. It contains four dropdown menus for selection:

- I'm **a business owner** based in **Auckland**
- COVID-19 has meant my business **has become quieter**
- I'm focused on **growing** especially working on **using tech**
- I'm feeling **totally overwhelmed** | **don't have support**

At the bottom, there is a red button with the text 'Let's see how we can help'.

当該ツールを導入するには一定のシステム整備が必要なものの、中小企業の利便性を高めつつ、事業者に対して速やかに施策一覧を提示できるコスト効果の高いツールであると考えられる。

次に、中小企業キャッシュフロー（ローン）スキーム（SBCS）は、1）小規模企業向けキャッシュフロー融資制度の下、2）新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業に対し、3）当面の資金繰りのニーズと固定費を補うため、1年間無利子で融資を行う施策である（申請は2020年5月12日から2023年12月31日まで）。

当該スキームでは、フルタイム従業員相当の従業員を50人以下雇用する事業者を対象に10万ニュージーランドドル（約736万円）までの支援が提供されるほか、全事業者に対し1万ニュージーランドドル（約73.6万円）、さらにフルタイム従業員相当の従業員1人につき1,800ニュージーランドドル（約13.2万円）が提供される。融資は2年以内の返済であれば無利子とされており、利率は3%で最長5年間となっている（2020年6月4日、ニュージーランド政府は、既存の措置の無利子融資の期限を1ヶ月延長した）。

当該スキームには、事業者が申請可能か否かを簡易に判断する適格性判断ツールが整備されている。

中小企業ビジネスキャッシュフロー(ローン)スキームの適格性判断ツール

Menu

Search

Get a chance to think about what you should do next.
Share your business, such as your tax agent, bank.

business.govt.nz

COVID-19: Small business cash flow loan scheme eligibility tool

Step One. Are you registered and operating in New Zealand?

You qualify as registered if you have an [IRD number](#), an [NZBN](#), are registered as a company with the [Companies Office](#), OR are GST registered. This includes small and medium businesses, NGOs, solo operators and self-employed (including contractors).

Uncertain

Yes

No

Step Two. Do you have fewer than 50 full-time equivalent staff or employees?

An employee working more than 20 hours per week is considered full-time (an employee working fewer than 20 hours per week is considered part-time). If hours are variable you can calculate average hours worked each week for the previous 12 months, or since they started working for you.

Tip: If you included all your employees in the original Wage Subsidy application you need to have received \$351,480 or less to be eligible (this equates to 50 full-time staff).

Yes

No

Step Three. Is your business, or you as self-employed, in a position to continue to operate and remain viable?

Note: This means there is good reason to believe your business or organisation will be able to pay its debts as they are due within the next 18 months.

Yes

No

Uncertain

Step Four. Do you have a plan for how your business will remain viable?

☒ Yes

☐ No

◇ 経済的マイナスからの回復策

経済的マイナスからの回復策としては、税制に対する申告・猶予などに重点が置かれているように見受けられる。内国歳入庁は、2020 年 3 月 17 日に、賃金支援や税制対策などを盛り込んだ 121 億ニュージーランドドル(約 8,900 億円)の事業継続支援策を発表したが、その一部に、事業者のキャッシュフロー確保に向け、1) 28 億ニュージーランドドル(約 2,060 億円)の事業税の変更、2) 暫定的な課税基準の引上げ、3) 建物減価償却の再開、滞納した税金の利子の償却などが含まれる。

また、2020 年 4 月 14 日には、小規模事業者を支援する追加措置を発表しており、その中で、31 億ニュージーランドドル(約 2,280 億円)の欠損金繰越控除制度を適用するとした(今後 2 年間の概算費用)。内国歳入庁は、税務上の損失の継続性に関する規則を変更のうえ、毎年 6,000 万ニュージーランドドル(約 44 億円)の費用を削減し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に向けて税務上の義務を緩和した。

このほか、一時的な税務上の欠損金の繰越 (Temporary tax loss carry back)としては、2020 年の所得年度に損失を計上した事業者、または 2021 年の損失を予測する事業者が、欠損金を前年に繰り戻して還付を受けられることとなっている。具体的には、1) 2020 年の確定申告で繰越欠損金を計上すると、自動的に過払税が還付され(2019 年

分の確定申告を実施済みの場合 myIR から修正可能)、2)2021 年分の概算欠損金を繰戻す場合は 2020 年に支払った仮納税分の還付を求めることが可能となっている(返還金額は前年度の損失額と利益額によって決定)。

そのほか、暫定的な法改正としては、Commercial Property Law Changes が挙げられる。これは、新型コロナウイルス感染症により(既に延滞家賃発生や住宅ローンの支払通知を受取った)商業テナントや住宅ローン保有者に向けたものであり、この法改正により、商業用不動産の家主は、家賃滞納を理由に賃貸契約を解除する前に、少なくとも 30 日(以前は 10 日)の営業日前に借主に通知する義務を設けた。また、小規模な商業用リース関係者は、支払い交渉の実施義務や適正な賃料の合意義務があるとされ、商業用不動産に関する借り手を手厚く保護している。

➤ 次なる感染拡大への備え

次なる感染拡大への備えとして、「コンサルティングサービス(専門家による個別無料経営相談)」、「事業債務の停止」、「復活支援金」が挙げられる。

具体的には、コンサルティングサービス(個別無料経営相談)では、事業継続計画策定や財務・キャッシュフロー管理、人事管理や業種別の課題相談も含む幅広い経営相談が可能となっている。また、地域ビジネスパートナーネットワークでは、バウチャー制度を利用したアドバイザリーサービスを提供しており、事業者は必要なアドバイスに無料でアクセスすることが可能となっている。

同サービスでは、雇用者・製造業者協会(the Employers and Manufacturers Association)とカンタベリー雇用者商工会議所(Canterbury Employers' Chamber of Commerce)が運営するヘルプラインを通じてアドバイスを受けることが可能であり、商工会議所は支援提供に向けた追加の資金も確保している。

そのほかでは、New Zealand Companies Office による事業債務の停止(Business Debt Hibernation)がある。一般的な新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者は(銀行など特定業種や個人事業者は適用除外)、既存債務を最大 7 ヶ月間保留することができる。ただし、条件として、事業の債権者の少なくとも 50%は調整案に同意(事業は、事業債務の停止の間、債権者との合意条件の下、取引を継続可能。)が必要である。

内国歳入庁(Inland Revenue Department:IRD)による復活支援金(Resurgence Support Payment)も注目に値する。当該復活支援金は、アラートレベル 2 以上が 7 日以上連続した場合に発出されるものであり、事業ごとにコアレート(1,500 ニュージーランドドル(約 11 万円))に加え、1FTE(Full-Time Equivalent Employee)当たり(400 ニュージーランドド

ル(約 2.9 万円))、合計 50FTE を上限として給付される。例えば、5FTE の影響を受けた企業が 3,500 ニュージーランドドル(約 26 万円)を受け取れる。50FTE 以上の企業の場合、最大で 21,500 ニュージーランドドル(約 158 万円)を受け取ることができる。

上記は条件として 14 日以上連続で実際に 30%収益減少した事業者に限定されるほか、条件の 1 つとなる収益の減少は、新型コロナウイルス感染症を原因とするものではなく、特定のアラートレベル発出の結果であること必要となっている。

➤ テクノロジー等の活用(DX の活用等)

テクノロジー等の活用(DX の活用等)として、民間企業の取組みがある。例えば、中小企業向けにデジタルビルボードスペース(野外の看板広告スペース)を無料で提供するキャンペーンは「圧倒的な」成功を収めた。

具体的には、アラートがレベル 3 に緩和され事業再建に向けた動きが進む中、オークランド広告代理店 LUMO Digital Outdoor と Pitchblack Partners は、「近隣の店舗」の再建を支援する「Up and Running」イニシアティブを開始した。当該キャンペーンは、中小企業が、オークランド、ウェリントン、クライストチャーチ、ハミルトン、タウランガにある 23 ヶ所の LUMO ビルボードを完全に無料で利用できるものである。2020年 4 月 28 日に開始され、2 日のうちに 500 件以上の応募があり、その後 5 週間で 1,500 以上の無料のデジタルビルボードが設置された。

➤ その他

そのほかの支援策としては、ニュージーランド貿易経済促進庁(The New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade:MFAT)が、国際化のための援助と輸出入市場の多様化のための措置を提供したことが挙げられる。具体的には、ニュージーランド貿易企業(NZTE)やその他の政府機関と協力して、輸出業者に最新情報やアドバイスを提供する施策であり、必需品、特に、医療用品に対する既存の貿易制限措置を取り除いたうえで、サプライチェーンを保護しつつ、航空港や港湾などの重要インフラを確保するものであった。

3. まとめ

① まとめ

今回調査では、仕様書で定められた、計9つの国・都市、及び計2つの国・都市につき、計5つの観点(緊急支援、経済的マイナスからの回復策、次なる感染拡大への備え、テクノロジー等の活用(DXの活用等)、その他)から、施策を後半に整理した。詳細化、及び網羅性の確保は今後調査でなされるが、例えば以下のような特徴が見出された。

- 頻々かつフルパッケージ型の金銭給付(米国はじめ多数)
- 金融面での十分な手当(英国、ドイツ、シンガポール、ニュージーランド)
- 産業分布に即した、ピンポイントかつ広範な支援(シンガポール、香港)
- 雇用面での各種配慮(シンガポールは外国人にも配慮)
- コロナを契機としたイノベーションの考慮(英国、フランス、ドイツ、シンガポール、香港)

補助金などの支給や、税金の支払い猶予など、金銭面での手当では、各国・都市の財政規模及び規律に依存するが、例えば、米国や英国などでみられたような迅速な支給のための態勢・オペレーション(個人に対する番号紐付け、確認なしの支給)は、中長期的な検討事項として留意の必要がある。自治体のみで完結させる場合、ロンドンなどでみられたHPの利便性(申請・確認の容易さ)は、比較的成本効果の高い施策とも言える。

今回調査では、自国の産業構造・企業分布に即した支援策も多数確認された(例:シンガポール、香港)。シンガポールなどでみられた外国人労働者への配慮や、各所でみられたDX・イノベーションに向けた施策などとあわせ、今後、都への適用可能性を定量定性で調査・検証したいと考える。

② 今後の方針

3月と想定する最終報告に向けては、以下の3つを主な業務と想定している。

1. 貴庁との協議、及びこれまで得られた観点に基づく追加調査(主に机上)
2. ヒアリングなどによる実態把握(5か国・都市程度)
3. 最終報告に向けた総合的な分析。

このうち最後に述べた「総合的な分析」としては、以下の4つを予定する。

- A) 感染者数・波別にみた必要施策のマッピング
- B) タイムホライズンなど複数の視点でみた各国・都市の施策進展度合いの確認
- C) 主要/特徴ある施策についての都/自治体への適用可能性検証
- D) 定量面での横断的な精査・分析

まず、A)であるが、これは、第1波や第2波など、感染者数の多寡・増減に即し、国・都として打つべき施策は異なるとの見立てによるものである。例えば、本調査・報告書において、「緊急支援」と分類された施策は、感染者数増加の兆しがみえた際、急ぎ打つべきものであり、DX・イノベーションなどは、次なる感染者数増やコロナ禍の継続に対峙するため、中長期的な視点で推進すべきものとする。当該分析では、感染者数・波別に必要と想定される施策をマッピングするとともに、我が国・都において不足する施策やそのカテゴリーを洗い出すことも想定している。

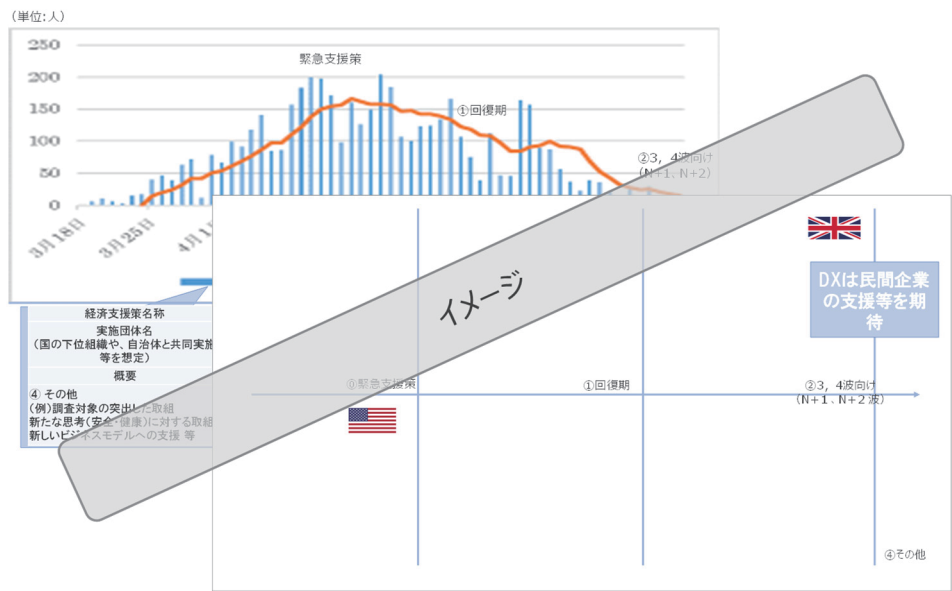
B)は、これまでの調査、及びA)の結果を踏まえ、今般のコロナ禍、及び今後想定される「波」に対し、各国・都市がどの程度施策を配備できているか、整理するものである。ウィズコロナ、アフターコロナなどの呼称も膾炙するようになったが、ストレスを受けた環境が長く続くとなると、上記DX・イノベーションなどといった施策は、自国・都市の競争力高める可能性が高い。導出された先行事例(国・都市)は、わが国・都にとって、今後のモデルともなる。

C)は、今回及び今後調査において洗い出される施策のうち、都・自治体に適用可能と思われるものを抽出するものである。国・自治体との関係・権限などは、国・都市に応じ異なることが想定される。貴庁との協議を通じ、その特定や、洗い出しの精度を高めたいと考えている。産業構造・特徴に即した中小企業支援策の可能性については、上述のとおりである。

最後に、D)は今回・今後調査で浮かび上がった視点や蓋然性・適合性を定量的に検証するものである。統計情報の取得可能性に依存するところはあるものの、定性情報などでも補完つつ、今回対象となった11の国・都市を横断的に比較したい。

以下で想定されるアウトプットイメージを掲載した。

アウトプットイメージ



本件調査、及び貴庁からのフィードバック・協議を通じ、速やかに追加調査・ヒアリング調査に着手する方針である。

図表：各国の基礎データ

		米国	ニューヨーク
全体規模	人口	3 億 3,006 万人 (2018 年)	約 833 万人 (2019 年)
	GDP	21,433 (10 億ドル) (約 2,210 兆円) (2019 年)	1,570 (10 億ドル) (約 162 兆円) (2019 年)
	面積	962.8 万平方キロメートル (日本の 25 倍)	785 平方キロメートル
産業構造	主な産業	・金融・保険 ・プロフェッショナルビジネスサービス業 ・製造業 ・教育サービス、医療 ・卸売業	・金融・保険 ・プロフェッショナルビジネスサービス業 ・情報サービス業 ・教育サービス、医療 ・卸売業
	中小企業数	31,700,000 社 (2020 年時点)	2,200,000 社 (2020 年時点)
	企業全体に占める中小企業の割合	米国企業の全企業の 99.9%が中小企業に分類 (従業員 0~499 人)、中小企業に属している人の数は 6,060 万人 (全労働人口の 47.1%を占める)	ニューヨーク州の 99.8%が中小企業に分類
	(ご参考) 中小企業の定義	米国では、中小企業庁(SBA)は、その従業員数、収益、産業に応じて中小企業を分類している。たとえば製造業では、中小企業は一般的に従業員数が 500 人以下の会社を指す。(業種分類により従業員数は異なる)	左記と同様
感染者	コロナ感染者数 ⁶	24,156,910 人	603,194 人
	人口に占める割合	7.32%	7.24%
各種経済指標	最終消費支出	14,108,125 (百万ドル) (約 1,456 兆円) (2019 年)	-
	失業率	6.7% (2020 年)	12.0% (2020 年)
	倒産件数	21,958 件 (2020 年)	NA
	入出国者数	出国：87,703,000 人 入国：76,941,000 人 (2017 年)	出国：NA 入国：14,010,000 人 (2019 年予測)
その他	予算規模 (内コロナ予算 ⁷ はあれば補記)	歳入：3,645 (10 億ドル) (約 376 兆円) (2020 年度) 歳出：4,746 (10 億ドル) (約 490 兆円) (2020 年度) 新型コロナ対策予算：32,850 (10 億ドル) (約 339 兆円) (2020 年)	歳入：92.4 (10 億ドル) (約 9.5 兆円) (2020 年度) 歳出：95.9 (10 億ドル) (約 9.9 兆円) (2020 年度)

⁶ 2021 年 2 月の時点で報道・公知情報ベースで得られた累計新型コロナウイルス感染者数。以下、他国・他都市も同様。

⁷ 新型コロナウイルス感染症対応施策に係る予算。以下、他国・他都市も同様。

		英国	ロンドン (Greater London)
全体規模	人口	6,680 万人 (2019 年)	約 896 万人 (2019 年)
	GDP	2,828 (10 億ドル) (2018 年) (約 293.8 兆円)	約 710 (10 億ドル) (2019 年) (約 73.8 兆円)
	面積	24.3 万平方キロメートル (日本の約 3 分の 2)	1,572 平方キロメートル
産業構造	主な産業	【定性】 ・自動車 ・航空機 ・電気機器 ・エレクトロニクス ・化学 ・石油 ・ガス ・金融 (2021 年 1 月時点) 【定量】 卸・小売、運輸・宿泊・飲食業：13.4% 運輸倉庫・通信業：10.6% 製造：10.1%(2018 時点)	・金融 ・ヘルスケア、学校、消費者サービスなどのサービス、観光 ※ショッピングやレジャー活動がロンドン経済の半分を占める (2021 年 1 月時点)
	中小企業数	5,972,700 社 (2020 年時点)	520,090 社 (2020 年時点)
	企業全体に占める中小企業の割合	英国の全企業の 99.9%が中小企業に分類 (従業員 0~249 人) 中堅企業 (従業員 50~259 人) 0.6% 中小企業 (従業員 10~49 人) 4%未満 中小企業 (従業員 0-9 人) 95%以上 中小企業は英国の民間部門の 60%を占め、合計で 1,660 万人を占める	大企業の企業数割合 54% (2020 年) 中小企業の企業数割合 22% (2020 年)
	(ご参考) 中小企業の定義	2006 年会社法第 382 条と第 465 条では、会計上の要件のために中小企業を定義。小企業とは、売上高が 650 万ポンド以下、貸借対照表の合計が 326 万ポンド以下、従業員数が 50 人以下の企業を指す。中堅企業とは売上高 2,590 万ポンド以下、貸借対照表の合計が 1,290 万ポンド以下、従業員数 250 人以下の企業を指す。(2021 年 1 月時点)	左記と同様
感染者	コロナ感染者数	3,433,494 人	72,672 人
	人口に占める割合	5.14%	0.81%
	最終消費支出	2,366,551.24 (百万ドル) (2019 年) (約 245.9 兆円)	-

	失業率	3.9% (2019 年) 5.0% (2020 年)	4.3% (2019 年) 7.0% (2020 年)
	倒産件数	17,253 件 (2019 年) 12,641 件 (2020 年)	-
	入出国者数	出国 : 72,772,000 人 入国 : 37,651,000 人 (2018 年時点)	出国 : NA 入国 : 18,559,900 人 (2019 年予測)
その他	予算規模 (内コロナ予算は あれば補記)	歳入 : 1,190 (10 億ドル) (2020 年度) (約 123.6 兆円) 歳出 : 1,120 (10 億ドル) (2020 年度) (約 116.4 兆円) 新型コロナ対策予算 15.4 (10 億ドル) (2020 年度) (約 1.6 兆円)	歳入 : 23.7 (10 億ドル) (2020 年度) (約 2.5 兆円) 歳出 : 17.2 (10 億ドル) (2020 年度) (約 1.8 兆円)

		フランス	パリ市
全体規模	人口	6,706 万人 (2020 年)	214.8 万人 (2020 年)
	GDP	2,780 (10 億ドル) (約 264 兆円) (2018 年)	867 (10 億ドル) (約 94 兆円) (2018 年) ※仏 GDP のうち約 31%
	面積	54 万 4,000 平方キロメートル (フランス本土)	105.4 平方キロメートル
産業構造	主な産業	【定性】 ・機械、化学、自動車、冶金、 航空機 (2018 年) 【定量】 (2018 年) ・農林水産 : 1.8% ・鉱業・製造・建設・電力 : 19.0% ・卸売・小売・運輸 : 13.3% ・飲食・宿泊 : 9.8% ・情報通信・金融・不動産など サービス : 56.0%	・電子機器・ICT ・航空 ・バイオ/ナノテクノロジー ・金融 ・自動車 (2019 年)
	中小企業数	中小企業 : 516,174 社 小規模事業者 : 5,937,757 社 (2017 年)	中小企業 : 54,911 社 (2009 年)
	企業全体に占める 中小企業の割合	中小企業の企業数割合 : 97.7% (2017 年) 中小企業の従業員数 : 12,204,000 人 (2017 年) 中小企業の従業員数割合 : 48.8% (2018 年)	中小企業の企業数割合 : 82.8% (2009 年) 小規模事業者の企業数割合 : 86.2% (2020 年)

	(ご参考) 中小企業の定義	欧州委員会の定める定義と自国の定義の融合（法第 2008-776 号第 51 条、政令第 2008-1354 号第 3 条） ・小規模事業者「従業員 10 人未満かつ、年間売上高 200 万ユーロ以下もしくは総資産が 200 万ユーロ以下」 ・中小企業（SME）「従業員 250 人未満かつ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 4,300 万ユーロ以下」 ・中規模企業（ETI）「SME に該当しないかつ、年間売上高 15 億ユーロ以下もしくは総資産が 20 億ユーロ以下」 ・大企業（GE）：上記以外	同左
感染者	コロナ感染者数	3,197,114 人	-
	人口に占める割合	4.77%	-
各種経済指標	最終消費支出	2,086,000（百万ドル） （約 1,980 億円）（2019 年）	-
	失業率	8.43%（2019 年） 8.34%（2020 年）	8.1%（2019 年） 9.1%（2020 年）
	倒産件数	51,502 件（2019） 31,010 件（2020）	3,288 件（2019） 2,336 件（2020）
	入出国者数	（2019 年時点） 出国：30,407,428 入国：89,322,000	（2019 年時点） 出国：- 入国：19,087,900
		（2020 年時点） 出国：- 入国：-	（2020 年時点） 出国：- 入国：-
その他	予算規模 （内コロナ予算はあれば補記）	歳入：1,275（10 億ドル） （約 121 兆円）（2019 年度） 歳出：1,348（10 億ドル） （約 128 兆円）（2019 年度）	歳入：6（10 億ドル） （約 6,376 億円）（2019 年度） 歳出：NA ※イル・ド・フランス州全体

		ドイツ	フランクフルト/ヘッセン州
全体規模	人口	8,315 万人（2019 年）	76.3 万人（2019 年） 626.6 万（2019 年）※ヘッセン州全体
	GDP	3,951（10 億ドル） （約 375 兆円）（2018 年）	約 8.6（10 億ドル） （約 8 億円）
	面積	35.7 万平方キロメートル （日本の約 94%）	248.3 平方キロメートル

産業構造	主な産業	【定性】 ・鉄鋼、石炭、セメント、化学、機械、自動車、電子機器、食品 (2018 年) 【定量】 ・農林水産：0.9% ・鉱業・製造・建設・電力：30.5% ・卸売・小売・運輸：11.6% ・飲食・宿泊：9.0% ・IT・金融・不動産などサービス：48.0% (2018 年)	・自動車 ・金融 ・製菓 ・バイオテクノロジー ・オートメーション ・ロジスティクス ・IT ・化学 (2020 年)
	中小企業数	3,470,000 社 (2018 年)	249,460 社 (2018 年) ※ヘッセン州全体
	企業全体に占める中小企業の割合	中小企業の企業数割合：99.5% 中小企業の従業員数：17,770,000 人 中小企業の従業員数割合：57.6% (2018 年)	中小企業の企業数割合：99.0%以上 (2018 年)
	(ご参考) 中小企業の定義	欧州委員会の定める定義と自国の定義 (例：IfM) の併用 ・連邦では「中小企業」に関する基本法が定められていない。 ・各連邦州で「中小企業振興法」などで定められている場合が多い。 以下二つのグループを合わせて中小企業と呼ぶ。 ・中規模企業 「従業員 10～499 人」「年間売上高 100～5,000 万ユーロ」 ・小規模企業 「従業員 10 人未満」「年間売上高 100 万ユーロ未満」	同左
感染者	コロナ感染者数	2,224,911 人	171,823 人
	人口に占める割合	2.68%	2.74%
各種経済指標	最終消費支出	2,811,000 (百万ドル) (約 2,670 億円) (2019 年)	—
	失業率	3.4% (2018 年) 4.4% (2020 年)	4.4% (2019) 5.4% (2020) ※ヘッセン州全体
	倒産件数	18,830 件 (2019) 16,300 件 (2020)	1,371 件 (2019) 1,263 件 (2020) ※ヘッセン州全体

	入出国者数	(2019 年時点) 出国：99,532,966 入国：39,563,217 (2020 年時点) 出国：－ 入国：12,452,000	(2019 年時点) 出国：－ 入国：4,074,524 (2020 年時点) 出国：－ 入国：1,175,740 ※ヘッセン州全体
その他	予算規模 (内コロナ予算は あれば補記)	歳入：1,610(10 億ドル) (約 152 兆円) (2019 年度) 歳出：1,558(10 億ドル) (約 148 兆円) (2019 年度)	歳入：35.48(10 億ドル) (約 33 億円) (2019 年度) 歳出：35.39 (10 億ドル) (約 33 億円) (2019 年度)

		シンガポール	香港
全体規模	人口	約 564 万人 (2019 年)	約 734 万人 (2016 年)
	GDP	364 (10 億ドル) (2018 年) (約 37.8 兆円)	363 (10 億ドル) (2018 年) (約 37.7 兆円)
	面積	約 720 平方キロメートル (東京 23 区と同程度)	1,106 平方キロメートル (東京都の約半分)
産業構造	主な産業	【定性】 ・製造業 (エレクトロニクス、 化学関連、バイオメディカル、 輸送機械、精密器械) ・商業 ・ビジネスサービス ・運輸・通信業 ・金融サービス業 【定量】 ・製造業関連 (建設業、ガス、 電気、水道サービス含む) : 21.4% ・卸及び小売 : 18.0% ・ビジネスサービス : 14.9% (2018 年 GDP 名目額ベース) ※医療・バイオテクノロジー産 業、エレクトロニクス産業、精 密工業産業、航空・宇宙産業は 近年成長し現在世界トップクラ ス	【定性】 ・金融業 ・不動産業 ・観光業 ・貿易業 【定量】 ・金融及び保険 : 21.2% ・行政 社会/個人サービス : 19.6% ・貿易業 : 19.5% (2019 年予測)
	中小企業数	271,800 社 (2019 年)	343,313 社 (2020 年)

	企業全体に占める 中小企業の割合	中小企業の GDP 割合 44.7% (2019 年) 中小企業の企業数割合 99.5% (2019 年) 中小企業の従業員数 2,500,000 人 (2019 年) 中小企業の従業員数割合 71.4% (2019 年)	企業総数の 98%以上を占め、 120 万人以上に雇用機会を提供 し、総雇用（公務員を除く）の 約 44.5%を占める (2020 年)
	(ご参考) 中小企 業の定義	SSG は中小企業 (SME) の定義 を更新し、SPRING シンガポー ルの定義と一致させた。(i) 少 なくとも 30%の現地資本を保 有、かつ、(ii) 全体の年間売 上高が 1 億シンガポールドル以 下、または雇用規模が 200 人以 下 (2021 年 1 月時点)	(i) 香港で雇用する従業員が 100 人未満の製造業、または (ii) 香港で雇用する従業員が 50 人未満の非製造業（建設 業、鉱業、採石業、電気・ガス 業、輸出入業、卸売業、小売 業、ケータリング業、ホテル 業、運送業、倉庫業、保険業、 不動産業、ビジネスサービス 業、コミュニティ・社会・個人 サービス業を含む）。(2020 年 時点)
感 染 者	コロナ感染者数	59,127 人	9,664 人
	人口に占める割合	1.05%	0.13%
各 種 経 済 指 標	最終消費支出	172,076 (百万ドル) (2019 年) (約 17.9 兆円)	290,489 (百万ドル) (2019 年) (約 30.2 兆円)
	失業率	4.1% (2019 年) 4.4% (2020 年)	3.3% (2019 年) 6.6% (2021 年 1 月時点)
	倒産件数	224 件 (2019 年) 406 件 (2020 年)	7,762 件 (2019 年) 6,685 件 (2020 年)
	入出国者数	出国 : 9,889,000 人 入国 : 13,903,000 人 (2018 年)	出国 : 91,304,000 人 入国 : 27,884,000 人 (2018 年)
そ の 他	予算規模 (内コロナ予算は あれば補記)	歳入 : 50.85 (10 億ドル) (2017 年度予測) (約 5.3 兆円) 歳出 : 51.87 (10 億ドル) (2017 年度予測) (約 5.4 兆円) 2020 年度政府予算 (2020 年 4 月 ~2021 年 3 月) 新型コロナ対策 予算 : 23.9 (10 億ドル) (約 2.5 兆円) ※2020 年の政府支援は 4 回合 計で 67.3 (10 億ドル) (約 7.0 兆円)、同国 GDP の 19.2%に相 当	歳入 : 79.3 (10 億ドル) (2017 年度予測) (約 8.2 兆円) 歳出 : 61.6 (10 億ドル) (2017 年度予測) (約 6.4 兆円) 新型コロナ対策予算 : 2020 年度の政府の経済的支援 は 4 回合計で 40.1 (10 億ドル) (約 4.2 兆円)

		ニュージーランド
全体規模	人口	約 504 万人 (2019 年)
	GDP	203 (10 億ドル) (2018 年) (約 22.4 兆円)
	面積	27 万 534 平方キロメートル (日本の約 4 分の 3)
産業構造	主な産業	【定性】 ・乳製品、肉類、木材・木製品、果実類、水産品、ワイン、羊毛類（第 1 次産品が主要産業）で輸出の 6～7 割程度 ※最近では、水素を含む再生可能エネルギー事業、映画製作等にも注力 【定量】 ・専門科学・技術サービス 8.0% ・賃貸・不動産サービス 7.3% ・建築 6.4% (2018 年名目額ベース)
	中小企業数	約 530,000 社 (2020 年)
	企業全体に占める 中小企業の割合	中小企業の GDP 割合 25%超 中小企業の企業数割合 97% 中小企業の従業員数 28% (2020 年時点、従業員が 20 人未満の企業を中小企業と定義)
	(ご参考) 中小企業 の定義	・個人事業主 - 従業員数 0 名 ・マイクロビジネス - 1～5 full time equivalent (FTE) の従業員 ・小規模企業 - 0～19FTE の従業員 ・中規模企業 - 20～49FTE の従業員 ・中小企業 (SME) - 0～49FTE の従業員 ・大企業 - 50 人以上の FTE 従業員 (2019 年)
感染者	コロナ感染者数	2,262 人
	人口に占める割合	0.04%
経済指標	最終消費支出	157,905 (百万ドル) (2019 年) (約 16.4 兆円)
	失業率	4.1% (2019 年) 4.9% (2020 年)
	倒産件数	726 件 (2019 年) 391 件 (2020 年)
	入出国者数	出国 1,419,000 人 (2018 年) 入国 3,858,000 人 (2018 年)
その他	予算規模 (内コロナ予算は あれば補記)	歳入: 74.1 (10 億ドル) (2017 予測) (約 7.7 兆円) 歳出: 70.9 (10 億ドル) (2017 予測) (約 7.4 兆円) 新型コロナ対策予算: 32.5 (10 億ドル) (2020 年度) (約 3.4 兆円)

登録番号(2)158

令和2年度政策調査業務委託「新型コロナウイルス感染症感染拡大における
海外の経済支援等調査」中間報告書

令和3年2月発行

編集・発行 東京都産業労働局総務部企画計理課

東京都新宿区西新宿2-8-1 03(5320)4691

受託者 株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所